

【しまねっ子すくすくプラン評価】(基本理念Ⅰ:子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり)
(計画期間:令和2~6年度)

資料3-2

しまねっ子すくすくプラン(R2~6)における施策概要					現行プラン(R2~6)中の実施状況等			実施主体等	
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業 事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
I	1	①	1	◇全県的広報・啓発の充実 企業、市町村と県の行政が一体となり、子育て家庭に交付されるしまね子育て応援パスポート「Coccolo」(こっころ)を象徴的的事业として、子育てを社会全体で温かく応援する気運の醸成や地域づくりの推進を図ります。 ○しまね子育て応援パスポート事業(こっころ事業)	こっころパスポートについては従来のプラスチックカードに加え、令和3年度からスマートフォン等でもパスポート表示できるアプリを導入し、1世帯2台まで登録可能とした。	アプリの導入により、1世帯3枚(プラスチックカード1枚、アプリ2台)のパスポートが保有できることになり、利用者にとって利便性と携帯性が向上している。	令和5年度末時点でのアプリ利用世帯数は、県内の子育て世帯(18歳未満の児童のいる世帯)の約3割にとどまっている。	県	子ども・子育て支援課
I	1	②	1	◇地域の創意工夫による子育て支援の充実 地域の特性、子育て中の家庭の多様なニーズに対応し、地域住民や民間団体、企業など様々な主体が参画した創意工夫による子育て支援を市町村と連携して提供することで、子育て家庭の不安感や負担感、孤立感の解消を図るとともに、子どもの健やかな成長を支援します。 ○しまねすくすく子育て支援事業	地域の子育て支援事業の充実を図るため、国の補助の対象とならない保育事業や保育ニーズに対応した子育て支援事業に対する助成。	保育や子育て支援に関する市町村の取組に助成した。	市町村の事業実施見込額に対し十分な県予算が確保できていない。	県 市町村 民間	子ども・子育て支援課
I	1	②	2	民間の子育て支援活動の促進 子育て支援活動の活性化のため、応援講師を派遣し、子育て支援に取り組む民間団体の活動を促進します。 ○みんなで子育て応援隊事業	こっころ講師登録派遣事業について、予算に限りがある中、同一の個人・団体等への講師派遣回数を3回から1回とすることで、これまで以上に多くの団体等へ講師を派遣できるよう改正した。	講師派遣に係る予算が制約され、年度後半で派遣依頼を断らざるを得ない団体等があったが、これが解消された。	特定のこっころ講師に派遣依頼が集中する傾向があり、「こっころ講師に登録したが、依頼が無いので講師登録を解除したい」などの意見があった。	県	子ども・子育て支援課
I	1	②	3	◇NPO・ボランティア活動の促進 子どもの健全育成等に取り組むNPO・ボランティア活動を推進し、地域における自主的・主体的な子育て支援活動の活性化を図ります。 ○団体活動支援事業 ○寄附者設定テーマ事業 ○NPO実務者研修 ○専門相談	県民等からの寄附をNPO活動の推進につなぐしまね社会貢献基金の活用。 NPO法人等の運営に携わる者等を対象とした、法律、会計、労務管理等のセミナーや、法人のガバナンス向上を目的とした研修、専門相談などの実施。	しまね社会貢献基金寄附者設定テーマ事業において子どもの健全育成に取り組む24団体に補助金を交付し、事業実施を支援した。 セミナー、専門相談においては、団体の組織基盤の強化を行い、地域の中で持続した活動が行えるよう支援した。	R4からのクラウドファンディング事業の本格実施以降、団体希望寄附(クラウドファンディング含む)が増加している一方、テーマ希望寄附が減少しており、子どもの健全育成に取り組む団体への支援に影響が出る可能性がある。	県	環境生活総務課
I	1	②	4	◇世代間交流の促進 島根県老人クラブ等事業実施要綱に基づいて活動を行う市町村老人クラブ連合会に対し、その活動費を補助します。 高齢者世代や小中高大学生などの異年代、異校種の子ども同士の交流活動や保育所などで行う在宅の子育て家庭を対象にした交流活動等を促進します。 ○市町村老人クラブ連合会助成事業 ○しまねすくすく子育て支援事業(子育て講座・地域交流活動事業)	世代間の協働による地域づくりを推進する各市町村老人クラブ連合会の活動に対して、補助等の支援を行った。 しまねすくすく子育て支援事業にて、15市町村の取組を助成。	児童の登下校時の見守り活動などのボランティア活動や学校訪問などの世代間交流に積極的に取り組まれた。 世代間交流に関する市町村の取組に助成した。	昨今の地域住民のつながりの希薄化等により老人クラブの会員数が減少しており、地域活動を担う有効な社会資源である老人クラブの会員増強に向けた官民一体となった活動の推進が必要である。 基準額が低いため十分な支援とならないケースがある。	市町村 民間	高齢者福祉課 子ども・子育て支援課
I	1	②	4	◇世代間交流の促進 島根県老人クラブ等事業実施要綱に基づいて活動を行う市町村老人クラブ連合会に対し、その活動費を補助します。 高齢者世代や小中高大学生などの異年代、異校種の子ども同士の交流活動や保育所などで行う在宅の子育て家庭を対象にした交流活動等を促進します。 ○市町村老人クラブ連合会助成事業 ○しまねすくすく子育て支援事業(子育て講座・地域交流活動事業)	世代間の協働による地域づくりを推進する各市町村老人クラブ連合会の活動に対して、補助等の支援を行った。 しまねすくすく子育て支援事業にて、16市町村の取組を助成。	児童の登下校時の見守り活動などのボランティア活動や学校訪問などの世代間交流に積極的に取り組まれた。 世代間交流に関する市町村の取組に助成した。	昨今の地域住民のつながりの希薄化等により老人クラブの会員数が減少しており、地域活動を担う有効な社会資源である老人クラブの会員増強に向けた官民一体となった活動の推進が必要である。 基準額が低いため十分な支援とならないケースがある。	市町村 民間	高齢者福祉課 子ども・子育て支援課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅱ：しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現）

（計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等	
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業 事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅱ	2	①	1	<p>◇幼児教育総合推進事業</p> <p>*旧プラン事業名は、幼児教育の充実</p> <p>幼児期の教育・保育全体の質の向上のため、県、市町村、幼児教育施設及び小学校、保護者、地域が連携を図り、質の向上のための体制構築や研修等の開催を実施する。</p> <p>①幼児教育施設と保育者・市町村への直接指導・助言 ・専任の指導主事等による幼児教育施設等への指導・助言 ・専任の指導主事等の専門的知見習得のための研修参加</p> <p>②幼児教育施設と保育者・市町村への専門的研修 ・県主催研修会と市町村研修会等の支援 ・事例指定研修事業による指導・支援</p> <p>③保護者、幼児教育関係者(小学校教諭を含む)への幼児教育に係る理解促進 ・「島根県幼児教育振興プログラム」を策定し、それを活用した研修 ・保護者、幼児教育施設及び小学校の保育者、教職員向けに幼児教育の必要性について周知</p> <p>○幼保小連携講座 ○幼児教育推進研修 ○保育士現任研修(中堅コース) ○保育所指導的職員研修 ○就学前人権教育講座</p>	<p>保育教諭や幼稚園教諭、保育士等の資質や園・所の教育力の向上を図るため、健康福祉部と教育委員会が連携協働し、幼児教育センターを設置し、平成30年4月から業務を開始した。</p> <p>【～令和5年度】 松江・益田教育事務所に指導主事・幼児教育アドバイザーを配置し、県内の幼児教育施設への訪問指導等を行い、園内研修等の支援を行った。</p> <p>【令和6年度】 市町村支援体制を本庁集約とする。各市町村の主体的な幼児教育推進を基本とするが、必要がある場合は幼児教育センターの指導主事・幼児教育コーディネーター、幼小連携・接続アドバイザーに支援要請を行うという仕組みとした。各スタッフは、市町村の取組に対して評価・助言を行った。</p> <p>幼保小連携・接続研修など幼児教育に関わる研修等を企画し、実施した。</p>	<p>19市町村中、14市町村に幼児教育アドバイザーが配置され、県内の幼児教育推進体制が整いつつある。</p> <p>令和5年度は、各市町村の幼小連携・接続の推進を主眼として支援を行った結果、推進意欲の高まりが見られた。</p> <p>幼児教育に関わる研修について、集合研修に多数の参加があり、研修への満足度も高かった。また訪問指導についても多数の要請があった。(R5訪問実績304件)</p>	<p>幼児教育施設は多様であり、幼児教育の質に格差がある。令和6年度、19市町村中14市町村で市町村幼児教育アドバイザーが配置され、格差是正の取組が進みつつある。しかし、未配置の町村もある。これらの町村に対しては、県の幼児教育コーディネーターを中心として、幼児教育の質の向上支援が必要である。</p> <p>県内の幼小連携・接続の機運が高まりつつあるが、動き出しに至らない市町村がある。また、連携はできているが、幼保小協働によるカリキュラム作成に至らない市町村が多い。引き続き研修等を充実させ、幼小連携・接続を推進したい。</p>	県	教育指導課
Ⅱ	2	②	1	<p>◇基礎学力の育成</p> <p>*旧プラン事業名は、学力(学ぶ力・学んだ力)の育成</p> <p>○基礎学力の定着及び向上を図るための授業の改善 生きて働く知識・技術を身に付け、それらを活用して課題解決を図る思考力・判断力・表現力等を高めるとともに、主体的に学び、向上しようとする学びに向かう力・人間性等を高める授業の工夫・改善を推進します。</p> <p>○教員の指導力の向上のための指導・研修の充実 指導・研修が学校教育の一層の充実につながるよう、教育センター等における研修や学校訪問指導を充実します。</p> <p>○家庭学習の充実に向けた取り組みの推進 家庭の必要性やあり方について家庭に対して積極的に情報提供するとともに、家庭学習の充実につながる授業改善を推進します。</p> <p>○学校のマネジメント力の向上 保護者との信頼関係のもと、集中して授業に取り組める良好な教育環境を構築していくため、管理職に必要な実践的なマネジメント研修を充実していきます。</p> <p>○学力育成推進事業 ○未来の創り手育成事業(主体的・対話的で深い学びの実現のための授業改善プロジェクト事業)</p>	<p>「授業の質の充実」「家庭学習の充実」「地域に関わる学習の充実」を柱とするしまねの学力育成推進プラン(令和3年度～令和6年度)を具体的に推進するしまねの学力育成プロジェクトに5市が取り組んだ。研究校における公開授業、研究発表等を実施した。また、全市町村の学力育成の取組について、学力育成会議、学力育成実務者会議で情報共有をした。</p> <p>全国学力調査の結果分析をとおり、各学校での組織的な授業改善が図れるよう各市町村教育委員会教育長及び担当指導主事等が参加する学力育成会議での意見交換や学力育成に係る指導主事・社会教育主事会を実施した。また、教育情報紙に「調査結果の活用に向けて」「調査の結果分析」「今後の取組」を記載した。</p> <p>新任者に対して「家庭学習とつながる授業づくり」について研修を実施した。また、家庭学習の充実について、教育情報紙で家庭や地域に情報発信した。</p>	<p>「授業の質の充実」について ・令和3年度までの授業改善プロジェクト事業の成果をまとめた「授業デザインマップ」の作成・配付。 ・全国学力・学習状況調査及び県学力調査結果を踏まえた「授業チェックリスト」「各教科等の指導の重点」の作成・配付。 ・授業における効果的なICT活用の好事例の収集・DVDの作成。</p> <p>「家庭学習の充実」について ・家庭学習の意義について、家庭学習とつながる授業について教育情報紙で発信。 ・家庭学習の内容を見通した授業づくり・ICTを活用した家庭学習の好事例の収集・発信</p> <p>「地域に関わる学習の充実」について ・総合的な学習(探究)の時間ガイドブックの配付。オンデマンド研修の実施 ・総合的な学習(探究)の時間ガイドブックを活用した参集型研修の実施 ・総合的な学習(探究)の時間の研修において小中高の連携について協議</p> <p>「しまねの学力育成プロジェクト」について ・5市の取組と成果について、周知資料を作成し、各市町村・学校に配信し、好事例を横展開した。</p>	<p>・教師の教科指導の充実や児童生徒の学習状況の改善等に役立てたり、つまづいた児童生徒のフォローにつないだりするために、つまづきの発見を、学年を越えて、学校全体で取り組み、各学校における授業の課題を見出し、授業改善を行う必要がある。</p> <p>・島根県は家庭学習の時間が少なく、特に中学校では家庭学習の時間が全国で下位である。 家庭学習につながる授業をどのようにするのか引き続き研究し、その実践を各学校に普及していく必要がある。 保護者が、放課後児童クラブでの活動において今後充実させてほしい活動内容の上位に学習活動があげられている。県内クラブの多くが、宿題等の学習時間を設けているものの、落ち着いて学習を行う場所の不足や慢性的な職員不足から、学習の見守りなどが十分に行える体制にないクラブもある。</p>	県	教育指導課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅱ：しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現）
（計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等		
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅱ	2	②	2	◇きめ細かな指導・支援体制の充実(小・中学校)	小・中学校全ての学年に国の学級編制の標準を超えて少人数学級編制を実施したり、学校現場の複雑化・困難化する課題に対して、課題解決対応のための教員加配を行ったりすることにより、学校の実情に応じたきめ細かな指導・支援体制の充実を図ります。 ○少人数学級編制、課題解決対応のための教員加配(仮称)	【少人数学級編制】 〔小学校第1・2学年、中学校第1学年〕 31人以上学級の小学校1年生 33人以上学級の小学校2年生 36人以上学級の中学校1年生 少人数学級編制を実施した際の増加学級数と同数の加配を行う。また、少人数学級編制代替支援事業を実施した際は、常勤講師1名または非常勤講師2名を配置する。 〔小学校第3～6学年、中学校第2・3学年〕 36人以上学級の小学校3～6年生 ※令和7年度国制度改正までの段階的措置 39人以上学級の中学校2・3年生 少人数学級編制を実施した際の増加学級数と同数の加配を行う。 【課題解決・制度改正対応のための加配】 令和3年度から、必要とする小・中学校に配置	【少人数学級編制】 ・児童生徒の交友関係が把握しやすくなり、児童同士、生徒同士の間関係づくりに役立てることができた。 ・学習面で個に応じた支援が行いやすく、基礎・基本の習得も進み学習意欲の向上を図ることができた。 ・日常の声かけの機会や教育相談で一人一人と話す時間が増え、児童生徒の話したい気持ちに応えることができ、心の安定を図ることができた。 ・保護者への対応や連携がとりやすく、配慮を要する児童生徒に必要な支援をすることができた。 【課題解決・制度改正対応のための加配】 ・配置校においては、学校によって異なる課題に対して、加配により重点的な取組を行うことで改善につなげることができた。	【少人数学級編制】 ・きめ細かな指導を行うためには事前の準備が必要不可欠であり、その準備のために時間を要することが課題である。 ・少人数だからこそできている一人一人に応じたきめ細かな見取りや指導について、多人数であってもできるようにノウハウを構築・展開していくことが必要である。 【課題解決・制度改正対応のための加配】 ・措置数以上に配置を希望する学校がある。	県	学校企画課
Ⅱ	2	②	3	◇ふるさと教育の推進	ふるさとへの愛着や誇りを持ち、地域に貢献しようとする子どもを育成するため、学校、家庭及び地域が一体となった「ふるさと教育」を体系的に推進します。また、学校での学びを生かし、子どもたちが様々な世代とつながりながら、地域住民の一人として主体的に行う地域での実践活動を推進します。 ○ふるさと教育推進事業 ○ふるさと人づくり推進事業(子どもふるさと活動支援事業)	全ての市町村でふるさと教育推進計画が策定され、小中学校の全ての学年・学級で年間35時間以上の「ふるさと教育」が実施された。	小中9年間のふるさと教育全体計画や一覧表をもとに各校で特色ある「ふるさと教育」が実施された。 「教育魅力化」や「キャリア教育」との関連性も考慮しながら、地域の特長や課題に合わせた活動が見られた。 中学校区単位で育てたい子ども像を共有した複数の公民館が連携してふるさと教育を実施した。	教職員と地域の学習支援者との連携が十分になされないまま活動をしてしまう場合がある。 学習のねらいや目標が明確にされないまま、体験だけの活動になっている場合がある。 小学校と中学校が双方の学習内容を理解しないまま、同じ教育資源を活用した学習を実施する場合があります。中学校区のふるさと教育全体計画の内容の確認と効果的な活用がなされていない場合がある。	県	社会教育課
Ⅱ	2	②	4	◇道徳教育の充実	研修等により、教育活動全体を通じて行う道徳教育、道徳科の授業実践、校内研修の充実を図ります。また、島根県版道徳教育郷土資料「しまねの道徳」により、島根県の教育資源を生かした道徳教育を推進します	島根県版道徳教育郷土資料「しまねの道徳」について、各学校の実態やカリキュラムに応じた柔軟な運用を図るとともに、島根県の教育資源を生かした道徳教育の推進を図った。 道徳の教科化に伴い、各校で充実した実践が行われるよう研修、学校訪問を行い、実践意欲、授業力の向上を図った。 ・小中学校道徳教育研修講座 ・初任研センター研修 講義「道徳」 ・出前講座「考え議論する」道徳授業づくり	<「しまねの道徳」に係る成果の概要> ねらいとする道徳的価値について、児童生徒にとって身近な題材を取り上げ、ふるさとへの愛着を深め、誇りを持ち、道徳的実践意欲を高める児童生徒の育成につながっている。 <研修・学校訪問に係る成果の概要> 「特別の教科道徳」の理解がより深まり、各学校における実際の実践や、個々の教員の資質の向上、専門性の高まりにつながっている。	<「しまねの道徳」に係る課題・問題点> 「しまねの道徳」を道徳科の年間指導計画に位置付けて、計画的、発展的に指導できるようにすること。 <小中学校全校訪問に係る課題・問題点> 県内の優れた実践を広く県内に普及するとともに、各学校の実態や個々の教員の意欲または困り感に寄り添えるよう、よりきめ細かな教職員支援、学校支援の研修の方法を講ずる。	県	教育指導課
Ⅱ	2	②	5	◇青少年文化活動の推進	子どもたちの「豊かな心」を育むため、多様かつ優れた文化芸術に親しむ機会の確保や地域社会と連携した文化活動の推進を図ります。 ○文化庁等と連携した芸術鑑賞機会の提供	文化庁等の各種事業を活用し、多様かつ良質な文化芸術の鑑賞及び体験の機会を提供した。 専門的な指導者がいない中学校・高等学校等の文化活動に外部指導者(地域指導者及び地域連携指導員・部活動指導員)を派遣した。 全国高等学校総合文化祭への参加経費を支援し、参加を促進した。	島根県高等学校文化連盟を通じた高校文化部活動への各種支援により、文化部活動の活性化を図った。 中学校及び高等学校等における文化部活動に対し外部指導者の派遣経費を支援することにより、指導者の確保、部活動の維持、活動水準の向上を図ることができた。	文化部活動における活動内容の多様化、教員の多忙化、専門的な指導者の不足等による児童・生徒への実技指導が困難な部活動の増加に伴う外部指導者派遣の要望数の増加により、要望に十分に応じる予算の確保ができない。	県	教育指導課 社会教育課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅱ：しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現）
（計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等	
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業 事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅱ	2	②	6	◇健康教育の推進 子どもたちが生涯にわたり健康的な生活を送ることができるように、睡眠の重要性やメディアとの適切な接し方など、望ましい生活習慣の形成に取り組みます。また、教職員が専門的知見を取得するとともに、健康教育に関する指導力及びコーディネーターとしての質を高め、新たな健康課題へも対応ができるよう、教員研修を行います。 また、学校・家庭・地域の関係機関等が緊密に連携し、児童生徒の心身の健康問題に対応するために、学校保健委員会等の組織作りを推進し、学校保健活動の充実を図ります。 ○専門家、専門医による指導事業 ○健康教育(学校保健)研修、養護教諭研修 ○学校保健委員会活動の支援	教職員が専門的知見を習得するとともに、健康教育に関する指導力及びコーディネーターとしての質を高めることを目的とした、養護教諭研修、健康教育(学校保健)を以下の内容で行った。 ・感染症に関することについて ・メディアに関することについて ・アレルギー対応について ・健康診断について ・がん教育について ・性に関する指導について ・喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育について ・保健主事の資質向上について	各研修会においては、学校で起きる様々な事象に迅速に対応できる力を養うことができた。それにより、子どもたちが自らの健康課題の克服に努めた。 また、健康教育推進の要となる保健主事の役割について理解が深まった。 そして、学校・家庭・地域の関係機関等が緊密に連携し、児童生徒の心身の健康問題に対応するために、学校保健委員会等の組織づくりが進んだ。	学校における健康教育を推進していく上で、各校、毎年、学校保健計画を策定している。その策定の手引となる「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」を作成し、6つ課題にしぼり、各校が取り組みやすいように課題や方向性、目標値などを定めている。 ・心の健康問題への対応 ・望ましい生活習慣の確立 @睡眠とメディア @体力の向上 ・食に関する指導の推進 ・歯と口の健康づくりの推進 ・性に関する指導の推進 ・喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室の推進 各校の実態に応じた課題を設定し取り組む上で、外部講師を招いての教室には取り組みにくい傾向がある。自校で取り組める課題設定に偏ってしまうことや、定めている目標が多すぎることから、達成率が低くなってしまうことがある。 さらに、昨今、メディアとのかかわり方についての課題が問題となっている。さらに学校等のニーズに合った専門家専門医による指導事業を充実させていきたい。 がん教育について、十分な実践がなされていない現状があるため、教職員への研修の場を確保し、取り組みを進めていく必要がある。	県	保健体育課
Ⅱ	2	②	7	◇地域ぐるみのスポーツ・レクリエーション活動の推進 * 旧プラン事業名は、生涯スポーツの推進 ○レクリエーションによる幼児期の体力づくり事業 ○運動好きな子どもを育てるための地域連携事業 ○ユニバーサルデザインでつくるスポ・レク推進事業 ○広域スポーツセンター運営事業	●H27～R元計画の事業名はⅡ-2-②「生涯スポーツの推進」Ⅱ-2-② 総合型地域スポーツクラブの設置については、昨年度より1クラブ減少し、令和元年度末現在、設立クラブ数33、設置市町村数13である。 各地域においては、地区体協など地域の生涯スポーツの核として活動母体が充実している地域もあり、その地域では総合型地域スポーツクラブの設立に必要性を感じていないのが現状である。引き続き総合型地域スポーツクラブの創設支援を行っていくとともに、生涯スポーツ推進のためのクラブの自立育成を支援する。	スポーツ・レクリエーション祭の開催について昨年度は参加者数も急激に増加しており、生涯スポーツの実施機運も高まりを見せている。 引き続き、広域センター事業として県体育協会に委託し業務を進めると共に、本課においても指導・助言を引き続き行っていく。	スポーツに取り組んでいる人の割合は、やや改善したが、依然として伸び悩んでいる。 総合型地域スポーツクラブを新規に設立する動きは少なく、既存のクラブでは、事務局体制や自主財源の確保等に苦慮するクラブが多くみられる。	県	スポーツ振興課
Ⅱ	2	②	8	◇生徒指導体制の充実強化 * 旧プラン事業名は、生徒指導体制の整備 ○島根県いじめ問題対策連絡協議会 ○教育支援センター運営事業 ○いじめ等対応アドバイザー事業 ○アンケートQ&Aを活用した児童生徒の「絆づくり」「居場所づくり」 ○絆づくりサミットの開催	いじめ、暴力行為、不登校等生徒指導上の諸課題に対し、未然防止や早期発見・早期対応の観点から、いじめの問題に対して関係する機関や団体と連携を図る会議の開催、不登校児童生徒等の社会的自立や学習支援のための教育支援センターへの運営支援、専門的知見をもった人材の活用など、関係機関と連携した取組を進めます。またアンケート調査を活用し親和的な学級集団をつくるなど、子どもの居場所づくりを推進します。	市町が設置している、学校復帰を含めた社会的自立への支援を行う教育支援センターに対して運営面で支援したり、民間団体や専門家など関係機関と取組について情報共有したりするなど、児童生徒の生徒指導上の様々な課題に地域や関係機関と連携して取り組んだ。	生徒指導上の課題の要因も多様化・複雑化しており、児童生徒に対する支援も個々の状況に応じた支援が必要となってきている。一方で、対応する教員の負担も増えている状況にある。	市町村 県	教育指導課
Ⅱ	2	②	9	◇未来を拓く県立学校づくりの推進 ○教育魅力化人づくり推進事業	○高校と地域の協働体制 高校と地域が一体となって子供たちを育む協働体制である「高校魅力化コンソーシアム」が全ての県立高校に、設置された。 ○探究学習 地域の方々や地元企業の協力を得ながら、全ての県立高校で探究学習を行った。	県立高校生に行ったアンケートからは、主体性、協調性、探究性、社会性に関する項目でいずれも令和元年度と比べて、肯定的な回答が増えている。 ・主体性 64.1%→69.8% ・協調性 74.9%→79.9% ・探究性 59.8%→70.9% ・社会性 59.7%→64.2%	○高校と地域の協働体制 地域の実情に応じて、各学校の特色を活かしたコンソーシアムの活動となるよう支援をしていく必要がある。 ○探究学習 探究学習の取組を教科指導、進路指導につなげることについて学校全体の動きとしていく必要がある。	県	教育指導課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅱ：しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現）
（計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等	
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業 事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅱ	2	②	10	◇教育相談体制の充実 心理の専門家であるスクールカウンセラーの学校への配置や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用、子どもと親の相談員の配置など、学校内の教育相談体制及び、いじめ等の相談窓口の開設による学校外の相談体制の充実を図ります。 ○スクールカウンセラー配置事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ○子どもと親の相談員配置事業 ○教育相談員配置事業 ○心の相談事業 ○連絡調整員活用事業 ○学校・福祉連携モデル事業	市町が設置している、学校復帰を含めた社会的自立への支援を行う教育支援センターに対して運営面で支援したり、民間団体や専門家など関係機関と取組について情報共有したりするなど、児童生徒の生徒指導上の様々な課題に地域や関係機関と連携して取り組んだ。県立学校2校および1市町村を2年間モデル指定し、学校だけでは解決が困難な貧困をはじめとする就学・修学上の課題を学校と社会福祉が連携することで解決を目指していくための成果と課題を整理し、その実証研究に取り組んだ。	関係機関と連携することで、児童生徒の生徒指導上の課題に対する情報共有や早期対応が進みつつある。SSW(スクールソーシャルワーカー)がケース会議等に参加することでより具体的な助言が得られたり、スピーディーな支援につなげたりすることができ、課題の解決につながった。またSSWの役割の理解が進んだり、SSWが家庭に直接支援に入ることなどにより教職員の負担軽減につながった。	生徒指導上の課題の要因も多様化・複雑化しており、児童生徒に対する支援も個々の状況に応じた支援が必要となってきている。一方で、対応する教員の負担も増えている状況にある。モデル事業の成果を今後どのように県内の学校に波及させていくかの検討と、SSWに県立学校と小中学校との制度上の違い等について理解を深めてもらったうえで助言や支援をさらに進めていくことが必要である。	市町村 県	教育指導課 人権同和教育課
Ⅱ	2	②	11	◇学校安全確保の推進 学校安全の現状と課題等について理解し、児童生徒の安全確保、学校の安全管理体制の充実、教職員の指導力やリーダーとしての資質向上のため、学校安全研修を実施します。 また、防犯に関し、子どもの安全対応能力の向上を図るため、防犯訓練の実施や防犯教室の開催を推進します。 ○学校安全研修	児童生徒の安全確保のため、学校の安全担当職員等に、学校安全の現状と課題等について理解するための研修を実施した。児童生徒及び教職員を対象とした不審者対応訓練を実施した。	学校での学校安全に対する理解が促進でき、危機管理の意識が高まった。 児童生徒及び教職員の防犯意識の高揚が図れた。	災害や事件など学校安全に関する課題が多様化する中、研修内容も検討していく必要がある。 継続して実施していく必要がある。	県	教育指導課 生活安全企画課
Ⅱ	2	②	12	◇学校関係者評価の推進 学校関係者評価の積極的な活用により、保護者や地域住民の信頼に応え地域に開かれた学校づくりを推進します。	PDCAサイクルに基づいた学校評価システムにおける学校関係者評価を、全県立学校で実施した。	学校関係者評価により保護者、地域住民等と連携・協働が進み、地域との協働による各校のグランドデザインの実現に向っている。	特になし	県	学校企画課
Ⅱ	2	③	1	◇乳幼児期からの基本的な生活行動・生活習慣の定着 学校教育と社会教育との連携を図り、乳幼児期からの教育・養育環境を充実させ、規範意識やコミュニケーション能力を高め、基本的な生活行動や生活習慣を定着させます。 ○幼児教育総合推進事業(幼児期ふるまい定着事業)	地域全体にしまねの「ふるまい」を推進する気運を高めるため、「しまねのふるまい活動推進事業」により小中学校が家庭や地域等と連携を図りながら、児童生徒の「ふるまい」を定着させるための体験活動を実施した。 「ふるまい」の定着を推進するため、「ふるまい推進指導員」を派遣し、研修や指導・助言を行った。 地域住民のふるまいの意識を高め、それらを地域全体に広げるため、ふるまいに関する取組で、規範意識、コミュニケーション力、基本的な生活行動、生活習慣の向上・確立等につながる学習活動を実施した。	幼児教育施設や学校が、家庭・地域等と連携し、それぞれの実態に応じた活動が展開され、各地域での「ふるまい」への意識向上が図られた。 ふるまい推進指導員の派遣が進み、研修や指導・助言により、「ふるまい」の定着に対する気運を高めた。 幼児期における子どもへの関わりや保護者への啓発の必要性が高まり、今年度はそのニーズに応える仕組みにした。各団体から好評を得ている。	「ふるまい」推進が形骸化しつつあり、各地域の実業に応じた主体性な取組が求められる。 体験活動や集団宿泊体験をすれば「ふるまい」が身につくという活動が見受けられる。意図的に「ふるまい」の向上、定着をねらった取組が展開されるような支援及び働きかけが必要である。	県	教育指導課
Ⅱ	2	③	2	◇家庭教育への支援の推進 *旧プラン事業名は、家庭教育への支援の充実、体験活動の充実及び家庭への意識啓発 地域において、保護者が安心して家庭教育を行えるよう、保護者や地域住民を対象とした子育てに関する学習機会の提供や、情報提供や相談対応による人間関係づくり、環境づくりなどを行う市町村の取組を支援します。	『親学プログラム』、『親学プログラム2』を作成し、全市町村及び学校、公民館等関係機関に配布した。また、プログラムの進行役である「親学ファシリテーター」を全市町村に養成した。	県内各地において、各市町村や学校、公民館、PTAなどが主催し、親学ファシリテーターが中心となり、保護者を対象とした学びの機会を提供している。	徐々に回復傾向にあるが、コロナ禍も影響し、親学プログラム等を活用した研修会の回数が減少している。市町村によって親学プログラムを活用した研修会の回数に差がある。	県	社会教育課
Ⅱ	2	③	3	◇地域の教育力向上への支援 幅広い地域住民等の参画により、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、地域総がかりで子どもの成長を支え、地域を創生する活動を支援します。 ○結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業(学校支援・放課後支援・外部人材を活用した教育支援・地域未来塾)	・各市町村において、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得ながら、地域のすべての子どもたちを対象に学習や様々な体験・交流活動を実施している。 ・結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業に関わる人(地域学校協働推進員等、市町村担当者)を対象とした研修を行い、関係者の資質向上を図っている。 ・公民館等において行われる地域課題の解決や市民意識の醸成に資する多様な学習活動や実践活動の充実を図った。	子どもたちが地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進された。 現在、放課後子ども教室は、全19市町村135か所で実施され、小学校区カバー率は69.9%。 ・地域の課題解決につながる学習活動が行われ、住民自らが主体となった活動が展開された。 ・本事業についてのリーフレットを作成し、各市町村や公民館等に配布し、事業の周知を図った。	・市町村の中で、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりや事業間の一体的推進が十分でない地域がある。	県	社会教育課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅱ：しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現） （計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等	
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業 事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅱ	2	③	4	<p>◇子ども読書活動の推進</p> <p>図書館や学校などの関係機関やボランティアサークル等と連携・協力しながら、子どもへの読書の普及・啓発や家庭・地域における親子読書の普及・啓発、子どもの読書に関わるボランティアなどの人材育成に取り組めます。読書活動や授業等での学習活動において学校図書館を有効に活用し、子どもたちに読む力や情報を収集する力、様々な情報を自らの課題解決に向け取捨選択する力を育む取組を推進します。読書活動を通じて、読書の楽しさを味わい、豊かな心と確かな学力を身に付けるために、乳幼児からの読書習慣の定着や、学校図書館を活用して児童生徒が調べ、考える学習を推進します。</p> <p>○学校図書館活用教育研究事業 ○県立高校図書館活用教育推進事業 ○学校司書等配置事業（R3～ 学校司書等による学びのサポート事業） ○しまね子ども読書フェスティバル ○読みメンプロジェクト ○幼児・児童読書普及事業</p>	<p>子どもの読書活動の普及のため、関係機関等と連携・協力し、毎年2～3地域で「しまね子ども読書フェスティバル」を開催した。</p> <p>子ども読書ボランティアや親子読書アドバイザーを対象に研修会を県内各地で開催した。</p> <p>県内全ての公立小中義務教育学校に学びのサポーター・学校司書等が配置されるよう市町村への財政的支援を行った。</p> <p>研究校を指定し、学校図書館を活用した授業実践を研究した。</p> <p>司書教諭等(～R4)への研修、新任図書館担当者(R5～)への研修を毎年実施した。</p> <p>学びのサポーター・学校司書等を対象とした研修を実施した。</p>	<p>「しまね子ども読書フェスティバル」の開催により、各地域で子ども読書活動の大切さを理解するきっかけになったとともに、図書館を中心とした読書ボランティア・団体のネットワークが強化され、フェスティバル後も子ども読書活動の継続につながった。</p> <p>研修会では、子ども読書ボランティア等がその場で能力を高めるだけでなく、読書ボランティア同士の交流や情報交換が進み、活動の充実や資質向上につながっている。</p> <p>「人のいる図書館」の実現に向け、県内ほぼ全ての学校への学びのサポーター・学校司書等の配置を継続している。</p> <p>学校図書館を活用した授業が増加した。</p>	<p>小中学校の読書習慣に関する数値目標の状況としては、小学校、中学校とも全国平均を下回る状況であり、学校における読書活動の充実や、就学前からの読書習慣の定着を図っていく必要がある。</p> <p>総合的な探究の時間など、学校図書館の活用は進んでいるが、司書教諭の兼務が多いことや、校内での学校図書館の役割の認識など自治体・学校によって差があり、学校図書館教育に関する理解促進が不可欠。また、学校のデジタル化への対応についても自治体・学校間で差がある。今後は、これまで積み重ねてきた学校図書館活用教育の成果と、ICT活用のベストミックスを図っていく必要がある。</p>	県	教育指導課 社会教育課
Ⅱ	2	③	5	<p>◇県の特徴ある地域資源の活用促進</p> <p>全国に誇る島根固有の歴史・文化について、特色ある地域資源を活用した活動を通じて、子どもたちがふるさと島根を愛し、豊かな感性を育み、また親子のふれあいの時間をもち、子どもや親子を対象とした講座や体験活動等を開催・支援します。地域資源(自然、農耕地、神社、史跡など)を保育所や放課後児童クラブに開放し、子どもと地域住民との交流活動等を促進します。</p> <p>○心に残る文化財子ども塾 ○しまねすくすく子育て支援事業(子育て講座・地域交流活動事業)</p>	<p>県内の小中学校及び特別支援学校を対象として、古代体験活動や遺跡見学等の出前授業を実施している。</p> <p>古代体験活動は、金属鏡・和同開珎・はにわ・勾玉作りのほか、火起こし体験・古代食体験、実物大パネルをパズル形式で組み立てる大仏パネル等で古代への学びを深めることができる。</p> <p>遺跡見学は地元市町村教育委員会と協力し、地域の遺跡に出かけ、「本物」に触れることで歴史を体感することができる。</p> <p>しまねすくすく子育て支援事業にて、15市町村の取組を助成。</p>	<p>体験活動の前には導入として地域の歴史や文化財について学習し、実際の出土品を間近で見ること興味関心を高めることができた。</p> <p>打合せの中で学校側の希望を聞き、ニーズに合わせた体験活動を提案・実施することができた。</p> <p>体験活動や遺跡見学を通して、実物を見て触れることで古代の人々の生活やもの作りの技術を身近に感じ、理解を深めることができた。</p> <p>世代間交流に関する市町村の取組に助成した。</p>	<p>子どもたちの郷土への愛着と誇りを醸成するため、地域の文化財に触れる機会が必要</p> <p>基準額が低い場合十分な支援とならないケースがある。</p>	県市町村	文化財課 子ども・子育て支援課
Ⅱ	2	③	6	<p>◇体験活動の充実及び家庭への意識啓発</p> <p>青少年教育施設における体験プログラムの開発・普及等により、体験活動の充実を図ります。</p>	<p>青少年の家、少年自然の家において家族を対象とした事業を実施し、体験活動の必要性、効果等を広報・啓発した。 (「親学プログラム」についてはⅡ2③「家庭教育への支援の充実」再掲)</p>	<p>学校や家庭ではなかなか体験できない、各施設の強みを生かしたプログラムを提供し、多くの家庭にそのよさや効果を伝えることができた。 (「親学プログラム」についてはⅡ2③「家庭教育への支援の充実」再掲)</p>	<p>より多くの家庭へ向けての事業周知のための情報発信の在り方を検討する必要がある。 (「親学プログラム」についてはⅡ2③「家庭教育への支援の充実」再掲)</p>	県	社会教育課
Ⅱ	2	④	1	<p>◇青少年を健やかに育む意識向上事業</p> <p>*旧プラン事業名は、青少年を健やかに育む意識の啓発</p> <p>○県民運動推進事業 ○広報啓発事業 ○児童福祉啓発事業</p>	<p>青少年がのびのびと健やかに育つよう、青少年育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、市町村民会議や民間団体等と連携して、青少年の主体的な社会参画活動の充実、意見表明の場の設定等を通して、次世代を担う青少年の育成を図ります。</p> <p>○県民運動推進事業 ○広報啓発事業 ○児童福祉啓発事業</p>	<p>・児童福祉週間、非行被害防止、相談窓口等について広報啓発を実施した。 ・青少年育成島根県民会議の事業を通し、社会全体で青少年育成に取り組む意識を高める体制づくりを進めた。 ・青少年育成島根県民会議の「しまニッコ!(スマイルで声かけあい)県民運動」に取り組むとともに、運動を広めるため「しまニッコ!県民運動推進者(しまニッコ!サポーターズ)」の登録拡大に取り組んだ。</p>	<p>・県民会議の会員・賛助会員数が減少している。 ・青少年育成島根県民会議のしまニッコ!サポーターズ登録数は増加している。地域でも市町村民会議を中心にしまニッコ!県民運動が取り組まれている。</p>	県	青少年家庭課
Ⅱ	2	④	2	<p>◇困難を有する子ども・若者支援事業</p> <p>社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者やその家族に対して、自立に向けた必要な支援を受けることができるようになります。様々な困難を有する子ども・若者に対して適切な自立支援活動が行われるよう、関係機関・団体との連携をより一層深めます</p> <p>○困難を有する子ども・若者支援事業</p>	<p>・子ども・若者総合相談センター設置市町村が居場所を提供したうえで居場所・社会体験・就労体験を段階的に支援する取組及び協力事業所の開拓・体験事業の取組強化を行うコーディネーター配置への補助を行った。 ・子ども・若者関係機関で構成する協議会を定期的に開催し、情報共有や連携を図った。</p>	<p>・子ども・若者総合相談センター・窓口設置 9市町 ・子ども・若者自立支援総合推進事業活用市町 7市町(R2～R5のうちで1回以上活用した市町)</p>	<p>・子ども・若者総合相談センター・窓口を未設置の市町村がある。</p>	県	青少年家庭課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅱ：しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現）
（計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等	
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業 事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅱ	2	④	3	◇社会参加・参画活動等の促進 住みよい地域づくりに貢献している県内少年団体を表彰し、少年団体活動の充実・発展につなげます。 ○優良少年団体表彰	幅広い地域住民の参画を得ながら、地域全体で未来を担う子ども達の成長を支え、地域を創生する活動のうち、その内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえて表彰する。	地域におけるボランティア活動に取り組む団体や、伝統文化の継承、新しい地域文化の創造に寄与した計6団体を表彰するとともに、各団体の活動概要や表彰式の様子についてホームページの掲載やマスコミ等による取材により、その活動並びに価値を広報した。	県内各市町村、各団体からの推薦数が少ない。	県	社会教育課
Ⅱ	2	④	4	◇社会参加活動等の促進 子どもたちが環境美化、生産体験などの活動や、柔道、剣道などのスポーツ活動を通して、人を思いやる心、感謝する心を育むとともに、社会におけるルールを身につけるため、少年補導委員等のボランティアを中心に地域社会が一体となって、子どもたちの社会参加活動、スポーツ参加活動を促進、支援します。	子どもたちに社会性や奉仕の精神等を醸成させるための地域交流活動の企画を行っている。 具体的には、花壇づくりなどの農業体験、JR駅周辺の環境美化活動、長縄跳びやモルックなどのスポーツ活動等を通じたふれあい活動を行っている。	地域交流活動に参加するほど、社会性が向上し、規範意識の醸成につながった。	コロナ禍を経て生活環境の変化や、地域ボランティアの高齢化・減少に伴い、子どもたちが社会参加活動やスポーツ参加活動へ参加する機会が減少している。	県	少年女性対策課
Ⅱ	2	④	5	◇青少年を取り巻く地域環境浄化事業 *旧プラン事業名は、有害環境対策の推進 青少年および青少年を取り巻く大人に対して、青少年の健全育成に向け適正な社会環境づくりをすすめます。また、青少年の健全育成に向け適正な社会環境を整備するため、島根県青少年の健全な育成に関する条例に基づき、図書販売店や深夜営業店、携帯電話インターネット接続役員提供事業者などに対して立入調査を実施のうえ、助言指導など適切な措置を行います	【青少年家庭課】 ・島根県青少年の健全な育成に関する条例に基づき、図書販売店や深夜営業店、携帯電話インターネット接続役員提供事業者などに対して立入調査を実施した。遵守していない店舗には、助言指導など必要な措置を行った。 ・青少年が適切にインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、フィルタリング・インターネットリテラシー向上に重点をおいた広報啓発を行った。 【少年女性対策課】 ・新入生説明会等の場において、保護者等を対象とする研修を実施し、特に、インターネットを利用する上での危険性について理解を促進し、フィルタリングやペアレンタルコントロールの重要性について啓発した。 ・7月と11月の一斉立入調査を中心に計画的な立入調査を実施している。	【青少年家庭課】 ・概ね年2回の立入を実施した。適切な取り扱いの店舗割合は概ね増加している。 ・7月の青少年の非行・被害防止強調月間を中心に、効果的に広報啓発活動を実施できた。 【少年女性対策課】 ・保護者、事業者に対し直接有用な情報を伝えることができた。	【青少年家庭課】 ・スマートフォンやSNSに起因し、犯罪に巻き込まれるケースが増えている。 【少年女性対策課】 ・例年、7月と11月を一斉立入月間として実施しているが、広く事業者や有害図書等への適切な取扱いの認識を促す必要があるため、月間以外においても随時立入調査を検討していく必要があると考えている。 ・フィルタリング等の重要性について、携帯電話事業者等のみでなく、家庭の理解をより一層深め、対策するよう啓発が必要である。	県	青少年家庭課 教育指導課 社会教育課 少年女性対策課
Ⅱ	2	④	6	◇非行防止対策の推進 学校や教育委員会、警察などの関係機関が連携を強化し、各学校で行われる非行防止教室の開催を積極的に推進し、児童生徒の規範意識の醸成を図ります。 また、非行に一度手を染めた少年を立ち直らせ、再び非行を起こさせないために、継続的な助言や、職業体験、学習支援等、非行少年の個別の事業に合わせた支援として、再非行防止事業を推進します。 ○非行防止教室 ○再非行防止事業	例年、各学校において非行防止教室)等を開催している。 また、警察署における立ち直り支援や、関係機関と連携した再非行防止事業に取り組んでいる。	・非行防止教室を通じて、青少年に対し直接広報啓発活動を図ることができた。 ・関係機関等と連携し、非行少年の立ち直り支援を推進した。	児童生徒の規範意識を醸成するためには、環境や問題の種類は多様化する一方で、限られた時間の中での啓発が必要であるため、対象に合わせた必要な事象の抽出や、多様な媒体を組み合わせ、広報啓発していくことが必要であると考えている。	県	少年女性対策課
Ⅱ	3	①	1	◇学校教育における家庭や家庭生活等に関する学習の実施 学校教育において、男女が協力して家庭を営むことに対する若い世代の理解が進むよう、家庭を持つことの意義を学ぶ教育を実施します。	小学校では家庭科、道徳科、特別活動において、中学校では社会科、技術・家庭科、道徳科、特別活動において、家庭で互いに協力することや、異性についての理解について学習している。	小学校・中学校において、家族や男女参画に関わる内容が学習指導要領に位置付けてあるため、全ての学校で家庭や家庭生活に関する学習を実施している。	家族の在り方が多様化する中、個々の家族構成や家庭生活の状況の違いを踏まえ、家庭や児童生徒のプライバシーに配慮しながら学習を進めることに課題がある。	県市町村	教育指導課
Ⅱ	3	①	2	子どもの未来デザイン講座の実施 *旧プラン事業名は、助産師が行う「生の楽習講座」 次世代を担う子どもたちを対象に、生命の尊さや家庭の意義などについて理解を深め、妊娠や出産に関する医学的知識に加え、キャリア形成やワークライフバランスなど、10年後、20年後の自らの将来について考える機会を提供するため、助産師や専門講師による講座を開催します。 ○生の楽習講座 ○ライフプラン設計講座	生の楽習講座は年間160回程度の開催ができています。 ライフプラン設計講座は年々希望する高校が減少しており、令和5年度は4回の開催にとどまった。一方、将来の結婚や子育てに必要な資金や公的支援を学ぶための社会人向けセミナーを令和5年度から開始し、年間7回開催した。 保育園等の園児と保護者を対象とした「こころペースデー講座」を令和2年度から開始し、令和5年度は33回開催した。	生の楽習講座は毎年予定回数を超える応募があるほど、小中学校を中心に講座開催の期待が高まっている。 ライフプラン設計講座は、高校のカリキュラム編成の都合上、講座開催のための時間が確保できず、開催回数が年々減少している。社会人向けセミナーでは、毎回30名程度の参加があり、経済面での漠然とした不安の解消につながっている。 こころペースデー講座は、当初10回の開催で始めたところ、希望する保育園等が多数であったため、委託先の助産師会と調整の上、30回まで回数を増加した。	高校生からのライフプラン設計講座について、将来の結婚や子育ても含めた自分のライフデザインを考えるきっかけとなることから、開催回数の確保に向けて県教委等との協議が必要。	県	子ども・子育て支援課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅱ：しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現）
（計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等	
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業 事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅱ	3	②	1	◇就職指導の充実 社会人講話や企業見学により高校生の職業観や勤労観を育成するとともに、地元企業での就業体験により進路意識の高揚を図ります。 また、学校と企業との情報交換の場を設けるなど連携を図りながら生徒一人ひとりに対応した就職支援を行います。 ○教育魅力化人づくり推進事業	地域の企業でのインターンシップや企業見学に加え、探究活動にも地元企業の協力をいただくことで、生徒の職業観や勤労観、社会参画への意欲を育んだ。	インターンシップ、企業見学、セミナーや交流会、企業と協働した探究学習等、学校の特徴をいかした取組が増加している。多くの生徒が社会と関わり、社会性を身に付けることができた。あわせて教職員・生徒ともに地域の企業に対する理解も進み、効果的な就職支援につながった。	地域の企業と学校がより連携・協働し、地元で働く魅力や企業理解を深める活動を進めて行く必要がある。	県	教育指導課
Ⅱ	3	②	2	◇学卒者の職業訓練の実施 専門の技能習得を目指す若年求職者が技能者として必要な専門的知識を習得して就業に就くために、高等技術校において、若年者コースの各種職業訓練を実施します。 ○高等技術校における公共職業訓練(学卒者)	高等技術校において各種職業訓練を実施した。	訓練修了者の就職率は90%を上回っている。	産業界のニーズがある一方応募者が低調な訓練科もあり、現場意見を取り入れながら訓練カリキュラムの向上を図ると共に、学生等に対し技能の魅力発信や情報発信に努めていく。	県	雇用政策課
Ⅱ	3	②	3	◇県内就職の促進 若年者の就業支援を推進するため、職業相談から就職支援セミナー、職業紹介、就職後のフォローアップまでの一貫したサービスを提供する「ジョブカフェしまね」を設置し、県内企業への理解促進やマッチング支援などを行うことにより、若年者の県内就職を促進します。 ニート等の若年無業者に対して相談から自立支援までの一貫した支援を行う「しまね若者サポートステーション」を設置し、若者支援のための関係機関のネットワークを整備し、若年無業者の職業的自立を促進します。 Uターン・Iターン者向け支援については、専門スタッフによる求人票の掘り起こし強化と積極的なマッチングを行います。また、東京など都市部での相談体制や情報発信の強化を行っていくほか、特に山陽・関西圏・首都圏からの移住促進を行う等、更なる県内就職者数の増加を目指します。 ○県内就職の促進	「ジョブカフェしまね」において、キャリア相談やセミナー等の個別支援と企業と若者の出会いの場づくりなどにより、県内就職支援を実施した。 「しまね若者サポートステーション」において、就労に向けたキャリアカウンセリングや就労体験などにより、若年未就業者の就労支援を実施した。 ふるさと島根定住財団のマッチングスタッフの体制強化やきめ細かい求職登録者への対応、及び企業体験支援事業等を継続的に実施した。 また、インターネット上における求人・求職者の自動マッチングを促進するため、サイトの大規模改修を行った。	・大学生等、県内就職希望者、県内企業と交流するイベントを実施(R5参加者数:346名) ・県内企業の業務について理解を深めるため、大学生等が一定期間県内企業等で就労体験を行う「しまね学生インターンシップ」を実施(R5参加者申込学生数:85名) 大学等への進学者に対して、卒業後の県内就職情報等を提供する「しまね登録」の登録を促し、進学者の約59.6%が登録を行った。 「ジョブカフェしまね」による就職支援 R5就職者数:430名 「しまね若者サポートステーション」による就職支援 R5就職者数:155名 ふるさと島根定住財団の無料職業紹介による就職決定者数 R5年度:337人	大学生等への情報提供の重要なツールとなる「しまね登録」の登録率の向上などを通じて、引き続き低学年次から県内企業情報を継続的に発信する必要がある。 高校生、大学生等に対する県内企業の情報発信効果を高めるため、インターンシップ等プログラムの改善などによる質の向上を図る。 「しまね若者サポートステーション」について、様々な機会を利用して広報を行い、情報発信を強化する。 都市圏在住者が県内就職のために必要とする情報を取得できるよう、職業紹介マッチングサイトの掲載求人数増加、魅力ある企業情報の充実化などに取り組む必要がある。	県	しまね暮らし推進課 雇用政策課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備） （計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等		
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅲ	4	①	1	◇切れ目ない相談・支援体制づくりの推進	「子育て世代包括支援センター」を全市町村に設置し、県内どこでも妊娠・出産・子育て全般に関する総合相談が受けられる体制づくりを推進します。また、子育て世代包括支援センターを中心に関係機関との連携したワンストップの支援体制の強化を図ります。 ○子育て世代包括支援センター開設促進事業	・センター設置及び機能強化のため、母子保健従事者を対象とした多機関連携による妊娠期の切れ目のない育児相談・支援に向けた研修会やシンポジウムを開催した。	・R2.10 全市町村に子育て世代包括支援センターが設置され、体制が整った。 ・センター機能強化のため、母子保健従事者を対象とした多機関連携による妊娠期の切れ目のない育児相談・支援に向けた研修会を開催した。	子育て世代包括支援センターは、国の制度により、こども家庭センター(母子保健機能)として、児童福祉機能と一体的に支援を行うことをもとめられていることから、両機能の連携協働を深め、切れ目なくもれなく支援できる体制づくりを推進する必要がある。	県 市町村	健康推進課
Ⅲ	4	①	2	◇しまね結婚・子育て市町村交付金事業	市町村が行う結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援など、出生数を増やすための独自の取組を支援します。 ○しまね結婚・子育て市町村交付金事業	市町村が出生数の増加のために行う未婚・晩婚化対策、安心して出産できる体制や子育てできる環境の整備等に要する経費及び小学生までの医療費負担額の一部を助成した。	県内19市町村が本交付金を活用し、出生数を増やすための独自の取組を実施いただいた。	交付金の対象となる独自の取組の実施が難しく十分に、交付金を活用できない自治体がある。	市町村	子ども・子育て支援課
Ⅲ	4	①	3	◇結婚・子育て等に関する情報提供の充実 *旧プラン事業名は、子育てに関する情報提供の充実	結婚・子育て等に関する必要な情報が得られるよう、結婚・妊娠・出産・子育て支援に関する情報をポータルサイトに掲載し、利用者目線でわかりやすく一元的に発信します。また、SNS(Instagram、Facebook)による子育て関連のイベント情報などを随時発信し、情報提供の充実を図ります。 ○総合ポータルサイト等による情報発信	・結婚・妊娠・出産・子育ての各ライフステージ別の情報を整理し、一元的に発信する「しまね結婚・妊娠・出産・子育て支援総合ポータルサイト てごしてしまね」を令和元～2年度に構築し、令和3年3月に公開した。 ・こころ協賛店の登録情報など新着情報としてメールマガジンやLINEなどで発信し、リアルタイムで情報発信するよう努めた。	結婚・子育て等に関する必要な情報が閲覧しやすいよう一元的に発信することで、利用者にとってわかりやすくなった。 ・こころ協賛店・赤ちゃんほっとルームについて、令和3年度からこころアプリ内で検索できるようにした。	・情報がリアルタイムで更新されていないところもあり、さらに県民目線で必要な情報が適宜入手できるよう、情報の量・質等を充実させる必要がある。 ・こころ協賛店舗数が目標値に対して増えていない。	県	子ども・子育て支援課
Ⅲ	4	②	1	◇地域の子育て支援機能の充実	子育てに関する不安感・負担感増大に対応するため、「子育て親子の交流の場の提供」「子育て等に関する相談・援助」「地域の子育て関連情報の提供」を行っている、子育て支援センターに対して必要な経費を補助し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。また、国補助対象とならない子育て支援センターに対しても必要な経費を補助することで、国基準に基づく子育て支援センターの設置が困難な地域においても、子育て支援機能の充実が図れるよう支援を行います ○地域の子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業) ○しまねすくすく子育て支援事業(地域子育て支援センター事業)	子ども・子育て支援交付金(国補助)及びしまねすくすく子育て支援事業を活用して、子育て支援機能の充実が図られるよう支援を行った。	全市町村で子育て支援センターが設置され、地域の子育て支援機能(子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談援助、子育て関連情報など)の充実を図ることができた。	子育て支援センターの活用が、さらに進むよう活用促進を行う必要がある。	市町村	子ども・子育て支援課
Ⅲ	4	②	2	◇子どもと家庭電話相談室の設置	育児やしつけなど子育ての悩みを気軽に相談できるよう、フリーダイヤルの電話相談室を設置します。また、県内の電話相談窓口一覧をカードにしたものを、学校や保育所などに在籍している児童を通じて各家庭に配布します。 ○子どもと家庭電話相談事業	R5年度の相談件数は509件であり、以前に比べると近年の相談件数は減少傾向にある。相談者は、母親が大多数を占めるが、子ども本人からもある。相談内容は不登校、性格行動など幅広い。保育園児から高校生(特別支援含む)まで本事業の電話番号のほか各種相談窓口を記載したカードを配布することで相談窓口の周知に努めている。	児童へのカード配布を継続して行っていることで、相談電話の認識が深まり、児童本人からの相談電話もかかってくる	特定の利用者に偏っている面がある。SNSの普及により、電話での相談がそもそも減少している。	県	青少年家庭課
Ⅲ	4	②	3	◇外国人子育て家庭や妊産婦への支援の推進	公益財団法人しまね国際センターに多言語による相談・情報提供窓口を設け、出産・子育て、子どもの教育などに関して、外国人子育て家庭や妊産婦の方への支援を行います。また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、母子保健サービス等を円滑に利用できるよう通訳の配置等の多言語対応への取組を行っている市町村へ、事業実施に関わる経費の助成を行います。 ○しまね多文化共生総合相談ワンストップセンター事業 ○地域の子育て支援事業(利用者支援事業)	多言語による各種の相談に対応するため、ワンストップ型の外国人住民向け相談窓口を設置 ・センター相談員による対応(5言語)(英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語) ・三者通話システムの活用により22言語に対応 ・専門家(弁護士・臨床心理士)による個別相談体制を整備 ・利用実績:1,179件(R5) ・国、県等関係機関との連絡会議の開催 ・市町村、サポーターとの連絡会議の開催 市町村が実施する利用者新事業(多言語対応への取組)への経費助成を行った。	・外国人住民が地域で安心して暮らすことができる環境整備 ・関係機関や関係者との連携強化 県内1市町村に対して交付決定を行った。 ※重層的支援体制整備事業交付金	外国人住民の増加、定住化に伴い、外国人住民が抱える課題は多様化・複雑化している。適切に相談対応するための環境整備、体制整備を引き続き行うとともに、関係機関等との連携、協働関係の構築をさらに進める必要がある。 未実施市町村への実施に向けた働きかけ	県 市町村	文化国際課 子ども・子育て支援課
Ⅲ	4	③	1	◇地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保	市町村と連携し、計画に設定した区域の保育ニーズに対応した施設整備等により、受入れ児童数の確保に取り組みます。特に、市町村子ども・子育て支援計画に定められた提供体制確保方策を推進するための取り組みについて積極的に支援します。 ○就学前教育・保育施設整備交付金	国の交付金を活用し、市町村の計画に沿って施設整備を実施	待機児童解消に向けた受け皿を整備することができた。	県として保育所等の施設整備を支援する事業がない	市町村 民間	子ども・子育て支援課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備） （計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等		
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅲ	4	③	2	◇認定こども園、幼稚園、保育所等の運営への支援	認定こども園、幼稚園、保育所等に入室している児童が心身ともに健やかに成長できるよう、子ども・子育て支援法に基づき運営に要する経費を助成するほか、学校法人が設立する私立幼稚園等に対し、教育の振興を図る特色ある取り組みや預かり保育を推進する取り組み等に応じた配分で経常的経費を補助します。 また、過疎地域等において保育所運営が存続できるよう、利用定員20人で入室児童数が定員に満たない小規模民間保育所に対して運営に要する経費を助成します。 ○私立学校振興費補助金交付事業 ○小規模民間保育所運営対策事業	学校法人が設立する各私立幼稚園等に対し、教育の振興を図る各園の特色ある取り組みや預かり保育を推進する取り組み等に応じた配分で経常費を補助。 利用定員20人で入室児童数が定員に満たない小規模民間保育所の運営費を支援した。	学校法人が設立する各私立幼稚園等の特色ある取り組みや預かり保育を推進する取り組み等を促すと同時に、運営に要する経常経費を補助し、運営の安定化に資することができた。 中山間地域や離島の小規模な保育所の運営を支援することができた。	私立幼稚園においても、少子化の影響により園児数が減少しているため、引き続き運営の安定化を図っていく必要がある。 入室児童数20人未満の保育所が増加傾向にあり、本交付金の対象施設数増加による予算の確保が課題。	県市町村	子ども・子育て支援課
Ⅲ	4	③	3	◇教育・保育等に従事する者の確保	幼稚園教諭、保育士等の人材を確保するための取り組みを行い、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等の受入れ体制の充実を図ります。 ○保育士・保育所支援センター運営等事業 ○新卒保育士確保支援事業 ○保育士バンク設置・運営事業 ○保育士修学資金貸付事業 ○保育士修学資金(家賃)貸付事業 ○しまね保育実習等旅費支援事業 ○保育士資格取得支援事業 ○しまね保育士魅力向上・発信事業 ○保育所等の働き方改革セミナー	新規卒業者確保のため、県内外の養成施設への就職ガイダンスや県外の養成施設の学生に対して保育実習等の旅費支援事業の実施 保育士バンク登録による潜在保育士と保育所のマッチング 保育士修学資金貸付及び保育士修学資金(家賃)貸付による学生の県内就職への促進 保育士の定着については、働き方改革セミナーやエルダー制度研修の実施 保育士を魅力に感じ、将来の職業選択の1つとして考えてもらえるよう、保育士の仕事や魅力をまとめたデジタルパンフレットや魅力発信動画(3本)を作成し啓発	県内外の養成施設の学生が県内就職の促進 保育士バンクの登録者数の増加 エルダー制度導入施設数の増加 働き方改革セミナー実施による働きやすい環境づくり及び保育士の離職防止を促進	特に20代～30代の保育士の離職者が多く、保育士の確保とともに職場定着を図る必要がある 保育士養成校への入学者数の減少	県	子ども・子育て支援課
Ⅲ	4	③	4	◇教育・保育等に従事する者の質の向上	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業及び地域子ども子育て支援事業に従事する者への研修を行い、教育・保育の質の向上を図ります。 また、研修を通じて、幼稚園及び保育所と小学校等との連携のための取り組みの促進を図ります。 ○保育士等キャリアアップ研修 ○新規採用保育教諭・保育士研修 ○幼児教育推進研修 ○幼小連携・接続研修 ○保育教育・幼稚園教諭・保育士合同研修 ○保育所等の働き方改革セミナー	ファミリー・サポート・センターにおいて、アドバイザーの業務を行っている者に対して、現状把握や活動を安全に行うための研修を実施し、担当者の資質の向上を図った。(年1回開催)	研修による資質の向上を図り、県内のファミリー・サポート・センター同士による課題等の共有を図ることができた。 センター事業の今後の展開に寄与できた。	未実施市町村への実施に向けた働きかけ(預かりニーズと未実施原因の把握)	県	子ども・子育て支援課
Ⅲ	4	③	5	◇多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実	子育て中の保護者とその家庭の多様なニーズに対応できるよう、子育て支援事業に要する経費を補助することで事業を推進し、子育てと仕事の両立や子育て不安の解消を図ります。 また、国基準を満たすことができない小規模な事業等に対して経費を助成することで、中山間地域等でも多様なニーズに対応した子育て支援事業が実施できるよう支援を行います。 ○地域の子育て支援事業 ○しまねすくすく子育て支援事業(地域子育て支援センター事業)	市町村が地域の実情に応じて策定した市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する地域子ども・子育て支援事業に係る経費を補助し、事業の推進を支援した。 また、中山間地域等で行われる小規模な事業に対して経費を助成することで、多様なニーズに対応した子育て支援事業の実施を支援した。	全市町村で子育て支援センターが設置され、地域の子育て支援機能(子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談援助、子育て関連情報など)の充実を図ることができた。	・子育て支援センターの活用が、さらに進むよう活用促進を行う必要がある。 ・地域子ども・子育て支援事業の枠組みによらない多様なニーズへの支援に対応する必要がある。	市町村	子ども・子育て支援課
Ⅲ	4	③	6	◇教育・保育の情報の公表	施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促すとともに、保護者が多様な施設から利用する施設が選択できるよう、必要な情報の公開を行います。 ○保育所等の情報公開	保育所、認定こども園等に係る基本情報(施設の所在地、連絡先、認可定員等)について、ホームページにて一覧を公表した。	県内の保育所、認定こども園等の一覧をホームページで誰でも見ることができ、保護者が施設を選択するための利用というだけでなく、様々な機関、団体により利用され、活用されている。	引き続き必要な情報を提供する必要がある	県	子ども・子育て支援課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備） （計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等		
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅲ	4	④	1	◇放課後児童健全育成の推進	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、学校の余裕教室等を利用して遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブの運営等に要する経費を助成し、子育てと仕事の両立や子育て支援の推進を図ります。さらに、利用時間の延長や人材確保への支援のほか、課題解決のためにスーパーバイザーが各放課後児童クラブを巡回し、放課後児童クラブの充実を図ります。</p> <p>また、国基準を満たすことができない小規模な事業等に対して運営等に要する経費を助成することで、中山間地域等における放課後児童クラブの運営を支援します。</p> <p>○地域の子育て支援事業(放課後児童健全育成事業) ○しまねすくすく子育て支援事業(放課後児童の預かり事業) ○しまね放課後児童クラブ拡充支援交付金事業 ○放課後児童クラブ巡回等支援事業 ○放課後児童クラブ人材確保支援事業</p>	<p>しまねすくすく子育て支援事業での放課後児童の預かり事業は6市町にて実施</p> <p>【R5年度】 クラブ設置自治体:16市町 クラブ数:262クラブ 利用定員:11,245人 登録児童数:9,914人 19:00まで開所:95クラブ 7:30から開所(長期休業中):83クラブ</p>	<p>施設整備の推進によるクラブ増や定員増に加え、利用時間延長などへの支援も行い、クラブの充実を図った。</p> <p>【クラブ設置自治体】16市町 【クラブ数】H30:230クラブ ⇒ R5:262クラブ 【利用定員】H30:9,534人 ⇒ R5:11,245人 【登録児童数】H30:8,498人 ⇒ R5:9,914人 【19:00まで開所】R1:59クラブ ⇒ R5:95クラブ 【7:30から開所】R1:31クラブ ⇒ R5:83クラブ</p>	<p>待機児童の解消や新たなニーズに対応するため、利用ニーズ(児童数)等の各市町村の状況も踏まえた支援を引き続き行う必要がある。</p>	市町村 民間	子ども・子育て支援課
Ⅲ	4	④	2	◇放課後児童健全育成に従事する者の確保及び資質の向上	<p>子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブに従事する者の半数は放課後児童支援員であることが求められることから、放課後児童支援員の認定資格研修を実施します。</p> <p>また、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に従事する者等への合同研修を実施し、放課後児童クラブ・放課後子ども教室等における活動の質の向上を図ります。</p> <p>○放課後児童支援員認定資格研修 ○放課後児童支援員等キャリアアップ研修</p>	<p>○放課後児童支援員認定資格研修 平成28年度より毎年研修を実施。令和5年度は9会場11回実施。 また、毎年当該研修を計画的に実施するために県内全放課後児童クラブを対象とした調査を実施。 さらに、県内において現役の支援員を研修講師として養成することで、県内放課後児童健全育成事業の底上げを図った。</p> <p>○放課後児童支援員等キャリアアップ事業 県内2会場で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に従事する者等への合同研修を実施した。</p>	<p>○放課後児童支援員等キャリアアップ研修 平成28年度から令和5年度の修了者数は1,891名。 必要な放課後児童支援員の確保に向けて、適切に修了している。</p> <p>○放課後児童支援員等キャリアアップ研修 各会場2日間の研修を行い、令和5年度は55名が修了した。</p>	<p>県内の放課後児童クラブにおける質の向上という観点から、今後も多くの方に認定資格研修を受講いただきたい。 そのため、研修の開催場所や日程等を考慮し、継続して実施していく必要がある。</p>	市町村 民間	子ども・子育て支援課
Ⅲ	4	④	3	◇放課後児童健全育成の受入支援	<p>放課後児童クラブにおいてより多くの児童を受け入れるため、新たに必要となる放課後児童支援員の配置や、小学校から離れた放課後児童クラブへの送迎など、児童の受入を支援します。</p> <p>○しまね放課後児童クラブ拡充支援交付金事業</p>	<p>【R5年度】 クラブ設置自治体:16市町 クラブ数:262クラブ 利用定員:11,245人 登録児童数:9,914人 19:00まで開所:95クラブ 7:30から開所(長期休業中):83クラブ</p>	<p>施設整備の推進によるクラブ増や定員増に加え、利用時間延長などへの支援も行い、クラブの充実を図った。</p> <p>【クラブ設置自治体】16市町 【クラブ数】H30:230クラブ ⇒ R5:262クラブ 【利用定員】H30:9,534人 ⇒ R5:11,245人 【登録児童数】H30:8,498人 ⇒ R5:9,914人 【19:00まで開所】R1:59クラブ ⇒ R5:95クラブ 【7:30から開所】R1:31クラブ ⇒ R5:83クラブ</p>	<p>・利用希望に対応できず、待機児童が発生している市町村がある。 ・待機児童解消の取組を進めた結果、定員が増加した一方で、それまで利用できないと思っていた方が利用を希望するようになるなど、新たなニーズが顕在化し、依然として100人以上の待機児童が発生している。</p>	市町村 民間	子ども・子育て支援課
Ⅲ	4	④	4	◇地域社会で子どもが心安らく放課後や休日の環境づくり *旧プランは基本理念Ⅰ-1-②に位置づけて、別事業で構成(所管課は少女女性対策課、青少年家庭課、教育指導課)	<p>結果！しまねの子育て協働プロジェクト事業(放課後支援)の推進により、放課後や週末等に子どもたちが体験活動・異世代交流ができる環境づくりを支援します。</p> <p>○結果！しまねの子育て協働プロジェクト事業(放課後支援)</p>	<p>・各市町村において、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得ながら、地域のすべての子どもたちを対象に学習や様々な体験・交流活動を実施している。 ・結果！しまねの子育て協働プロジェクト事業に関わる人(地域学校協働推進員等、市町村担当者)を対象とした研修を行い、関係者の資質向上を図っている。 ・公民館等において行われる地域課題の解決や市民意識の醸成に資する多様な学習活動や実践活動の充実を図った。</p>	<p>子どもたちが地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進された。 現在、放課後子ども教室は、全19市町村135か所で実施され、小学校区カバー率は69.9%。 ・地域の課題解決につながる学習活動が行われ、住民自らが主体となった活動が展開された。 ・本事業についてのリーフレットを作成し、各市町村や公民館等に配布し、事業の周知を図った。</p>	<p>・市町村の中で、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりや事業間の一体的推進が十分でない地域がある。</p>	県	社会教育課
Ⅲ	4	⑤	1	◇児童手当の給付	<p>次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を養育している者に対し支給される児童手当の財源の一部を児童手当法に基づく負担割合で負担します。</p> <p>○児童手当交付金</p>	<p>児童手当の規定に基づき、中学校修了前までの児童を養育している者に手当を給付した。</p>	<p>手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に寄与した。</p>	<p>児童手当の給付を継続して行うことで、子育てに関する経済的負担の軽減を図る必要がある。</p>	市町村 (※公務員は所属庁で実施)	子ども・子育て支援課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備） （計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等	
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業 事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅲ	4	③	2	◇保育料の軽減 保育所等に入所する児童を持つ世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため、3歳未満児の保育料を軽減するために必要な経費の一部を補助します。 ○第1子・第2子保育料軽減事業 ○第3子以降保育料軽減事業	令和5年度は全市町村にて両事業を実施	市町村において、国基準の保育料より減額している市町村を対象に、補助を行った。	引き続き、保育料負担を軽減することにより、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する必要がある。	市町村	子ども・子育て支援課
Ⅲ	4	⑤	3	◇子どもの医療費負担の軽減 *旧プラン事業名は、乳幼児等医療費の助成 現行の乳幼児等に対する医療費助成制度により、医療費負担の軽減し、医療を受けやすくするとともに、子育てに係る負担の軽減を図ります。併せて、令和3年度からは、県の助成対象年齢を小学6年生まで引き上げることとし、子育てに関する経済的負担の軽減を一層図ります。 ○乳幼児等医療費の助成	従来対象年齢が未就学児までであった市町村への医療費助成を令和3年度より県がしまね結婚子育て市町村交付金による支援を行い小学6年生まで引き上げた。	県が交付金による支援を行ったことで子育て世代の経済的負担の軽減が図られた。市町村では、これまで医療費助成に充てていた財源に加えて、県の交付金を活用し、市町村独自で対象年齢の拡大や自己負担の無償化などの取り組みが行われた。 《参考》 中学生までの助成 19市町村 高校生までの助成 12市町村(令和6年4月現在)	令和6年1月には医療費助成の対象を高校生相当年齢まで拡大するよう求める要望が市長会・町村会よりなされるなど制度拡充の要望が多く、子育て支援等の観点から更なる負担軽減が求められている。	市町村	健康推進課
Ⅲ	4	⑤	4	◇特定不妊治療費の助成 国の制度の基づき、体外受精及び顕微授精の治療を受けている戸籍上の夫婦に対し、1年度あたり治療1回につき15万円(治療によっては7万5千円)を上限として最大6回まで助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、不妊に悩む夫婦への支援の拡充するため、上記制度を拡充します。 ○特定不妊治療費助成事業	・平成17年度:事業を開始。 ・平成27年度:初回治療分の助成額の増額や男性不妊治療についても助成対象となった。 ・平成28年度:初回治療開始時の妻の年齢が40歳以上の場合は、助成上限回数が3回となった。 ・制度周知のためリーフレットを作成、不妊治療を行う医療機関や市町村へ配布し、制度周知を行った。 ・助成件数 令和2年度591件、令和3年度904件、令和4年度266件(松江市中核市移行に伴い、松江市在住者分の件数を含まない。令和4年度から保険適用となったため終了)	・助成制度を通じ、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減が図られた。	・先進医療等は医療保険適用外であり、妊娠を望む夫婦にとっての経済的負担が大きいため、今後はそれらの助成による負担軽減措置を行う。	県	健康推進課
Ⅲ	4	⑤	5	◇生活福祉資金の貸付 低所得者に属する者等の経済的負担に対応し、経済的自立及び生活意欲の助長の促進を図るため、就学や技能を習得するのに必要な経費等に対し、生活福祉資金の貸し付けを行います。 ○自立支援事業	申込者のうち、適格者に対しては適切に貸し付けることができた。 制度の周知と活用の促進を図るため、島根県育英会等において制度説明を行った。	適格者に対する適切な貸付と償還に向けた支援の実施が、支援対象者の自立につながっている。	引き続き制度の利用が対象になる方に向けて、関係機関と連携し、制度の周知と図る必要がある。	民間	地域福祉課
Ⅲ	4	⑤	6	◇奨学のための給付金の給付 低所得者世帯に対して、教育費に充てるための給付金を支給することにより、高校生等の就学を支援します。 ○高等学校等就学支援事業	住民税所得割非課税世帯等を対象に授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など)を支援。(給付型であり返済は不要)	要件に該当する申請者に対し、適切に給付することにより、家庭の教育費負担の軽減に寄与した。	所得基準の緩和による対象者の拡大や給付額の拡充が望まれる。(国には継続的に要望)	県	学校企画課
Ⅲ	4	⑤	7	◇島根県高等学校等奨学金の貸付 保護者の経済的負担に対応し、教育の機会均等を図るため、高等学校等奨学金の貸し付けを行います。 ○島根県高等学校等奨学事業	学習意欲が旺盛でありながら経済的理由により修学が困難な島根県出身の生徒に対して、定額を貸与。	要件に該当する申請者に対し、適切に貸し付けることにより、高校生の修学支援に寄与した。	返還金の滞納が発生しており、継続的な取組が必要である。	公益財団法人島根県育英会	学校企画課
Ⅲ	4	⑤	8	◇生活支援資金(教育支援、育児・介護休業者支援)の制度融資 県内の事業所に勤務し、または県内に居住する労働者が、低利な融資が受けられるようにするため、勤労者支援資金(教育支援資金、育児休業者支援資金及び介護休業者等支援資金)を金融機関に預託します。	直近の令和5年度実績は、貸付件数162件、うち新規貸付件数23件。貸付残高は172,319千円。貸付件数は少子化等により減少傾向にあるが、景気等の影響による増減が予想される。	・教育ローン:R2 18件(35,940千円) R3 8件(7,690千円) R4 23件(42,860千円) R5 22件(40,516千円) ・育児ローン:R2～R5 0件 ・介護ローン:R2～R4 0件 R5 1件(400千円)	・民間金融機関との金利差が縮小傾向にあり、支援資金の金利面での優位性が低下している。 ・近年の大学等奨学金制度の拡充により、奨学金利用者の増加が影響している。	民間	雇用政策課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備）
（計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等		
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (○：具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅲ	5	①	1	◇人権教育・啓発の推進 *旧プラン事業名は、人権教育の推進、人権啓発事業、人権啓発の推進	学校教育では、子どもたち一人ひとりの今の学びを保障し、将来をたくましく切り拓いていく力を育むとともに、様々な人権課題の解決に向けて主体的に行動できる子どもの育成を目指し、「進路保障」を柱とする人権教育を推進します。また、社会教育では、人権についての理解と認識を深め、人権が尊重される地域ぐるみの人権教育、啓発の推進を図ります。学校や家庭、職場、地域など、様々な場を通じて、県民一人ひとりの人権を尊重する意識を高め、差別を見抜き、差別をなくす実践力を培う人権啓発を推進します。 幼稚園、保育所、学校、地域、職場あるいは家庭などあらゆる場において、人権教育・啓発が行われるよう、取り組むべき施策を明らかにし、人権に視点を置いた総合的な取り組みを推進します。 ○人権教育行政推進事業 ○進路保障推進事業 ○人権教育推進事業 ○人権啓発ポスター募集 ○「しまね人権フェスティバル」開催 ○人権に関する図書・DVD・パネル等貸出 ○人権問題解消に向けた啓発の推進	平成27年発行の『人権教育指導資料第2集』に基づき、「進路保障」を柱とした人権教育の推進を図るため、人権教育研究指定校・モデル園の取組を研究発表会や研修講座で報告したり、ホームページに掲載したりするなど、具体的実践例の周知に努め、一人一人の児童生徒の「今の学びの保障」と「これから生きる力の育成」が図られる学校づくりを支援している。 ●R2～R6計画の事業名：Ⅲ-5-①「人権教育・啓発の推進」 「人権啓発ポスター募集事業」 優秀な作品を表彰し広く県民に紹介し人権意識の向上に役立てるために、県内小中学校、高等学校、特別支援学校在学中の児童生徒を対象に人権尊重を高める図柄で内容に沿った標語を入れたポスターを募集 「しまね人権啓発フェスティバル開催事業」 一人ひとりの個性や違いを尊重し、さまざまな文化や多様性を認め合い、「共生の心」について県民の理解を深め人権尊重意識を高めるために、毎年、人権啓発イベント、各団体ブース展示、ワークショップ等を実施(法務省委託事業) 「人権に関する図書等貸出事業」 県民の人権意識の向上に役立てるために、東部、西部両啓発推進センターで図書等を無料で貸出	『人権教育指導資料第2集』を全教職員に個人配布し、校内研修等での活用を促すことで、「進路保障」への理解が深まるとともに、児童生徒が自他の人権を守ろうとする意識の向上を目指した学校づくりにつながっている。 ●R2～R6計画の事業名：Ⅲ-5-①「人権教育・啓発の推進」 ポスター募集については、毎年多くの作品の応募がある。様々な場面で優秀な作品を展示又は紹介し、県民への人権意識の啓発に寄与している。 人権啓発フェスティバルについては、島根県、開催会場となった自治体、人権啓発活動ネットワーク協議会等の連携により実施しており、恒例イベントとして定着している。 人権に関する図書等貸出事業については、定着している。	「人権に関する知的理解」に重きを置いた人権学習が展開されている学校も見られ、「人権感覚」の育成とのバランスを取った人権学習の推進が課題である。また、「私は大切にされている」と実感できる学校づくりを進めるうえでも、全ての教育活動で実践できる具体的な取組の普及を図る必要がある ●R2～R6計画の事業名：Ⅲ-5-①「人権教育・啓発の推進」 人権啓発フェスティバルに若い世代が参加しやすくするための検討	県市町村	人権同和教育課 人権同和対策課 子ども・子育て支援課
Ⅲ	5	①	2	◇職員研修の充実 *旧プラン事業名は、人権研修事業、教職員研修の実施、職員等への研修等の実施	教職員の人権感覚をさらに高め、児童生徒などすべての人々の人権が大切にされる教育現場を実現するために、教職員のキャリアステージに応じた研修の充実を図ります。また、子どもたちに身に付けさせたい資質・能力を意識した人権教育が実施されるよう、学校や児童生徒の実態に応じた訪問指導の充実を図ります。 深刻化、多様化する様々な人権課題の解決に向けて、課題への理解と認識を深めるために、県・市町村の行政職員に対する人権研修を実施する。また地域、企業等で実施される人権研修に啓発指導講師を派遣します。 関係職員及び各種相談員等に対する研修の実施を通じて人権意識の一層の向上に努めるとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、人権尊重に向けて主体的に取り組んでいきます。 ○人権教育研究事業 ○人権教育行政推進事業 ○県・市町村行政職員関係者研修 ○啓発指導講師派遣	31年度は県・市町村行政関係者を対象とした研修を県内9会場で開催し、約1,300人の受講者があった。県内の地域・企業等で開催される人権研修への啓発指導講師の派遣は138箇所、約6,500人の受講者があった。 ●R2～R6計画の事業名：Ⅲ-5-①「職員研修の充実」 令和5年度は県・市町村行政関係者を対象とした研修を県内9会場で開催し、約4,800人の受講者があった。 令和5年度の県内の地域・企業等で開催される人権研修への啓発指導講師の派遣は120箇所、約6,000人の受講者があった。	行政関係者研修毎年実施し、事業として定着している。研修後の振り返り用紙にも人権意識を高めることに役立ったという感想が多く寄せられている。 指導講師派遣事業派遣箇所は毎年130箇所を超え、6,500人以上が受講している。 ●R2～R6計画の事業名：Ⅲ-5-①「職員研修の充実」 行政関係者研修を毎年実施し、事業として定着している。研修後の振り返り用紙にも人権意識を高めることに役立ったという感想が多く寄せられている。 指導講師派遣事業派遣箇所はコロナ禍で一時減少した令和2年度を除き、年100箇所を超え、年間約4～6千人が受講している。	多様な人権問題に対応するために研修の内容、研修の手法(テレビ会議システムの利用)の検討 ●R2～R6計画の事業名：Ⅲ-5-①「職員研修の充実」 多様な人権問題に対応するため、研修テーマ、研修内容を検討	県	人権同和教育課 人権同和対策課
Ⅲ	5	②	1	◇乳児家庭に対する支援の充実	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握、養育についての相談・助言等を行っている市町村へ、事業実施に関わる経費の助成を行います。 ○地域の子育て支援事業(乳児家庭全戸訪問事業)	市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業への経費助成を行った。	県内15市町村に対して変更交付決定を行った。	多くの市町村で本事業が実施されているが、未実施市町村がある。	市町村	【R6～健推追加】 子ども・子育て支援課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備）
（計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等		
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅲ	5	②	2	◇市町村児童相談体制の強化支援	各市町村の要保護児童対策地域協議会(事務局)への専門職員の配置を促進し機能強化を図るため、専門研修を実施したり、市町村間の連絡調整や情報提供などを行います。 また、養育支援の必要な子どもや家庭を地域全体で支える取り組みを進めるため、住民の身近な支援者である主任児童委員を対象とした研修を実施します。 ○市町村相談体制支援事業 ○主任児童委員等活動	平成29年から要保護児童対策地域協議会への専門職(調整担当者)の配置と研修が義務化され、継続して義務研修を実施している。市町村においては子ども家庭センターの設置、県においては市町村支援児童福祉司の配置など、市町村の児童相談体制、職員の専門性が更に求められている。義務研修の受講だけでなく、相談体制の整備が引き続き求められている。 また市町村における主任児童委員の役割は大きく、研修事業を県民児協に委託し実施している。	平成29年から、要保護児童対策地域協議会における調整担当者の義務研修を実施している。また、市町村のみならず各施設や警察機関へも参加の案内を行い、広く専門性を向上する機会としている。 主任児童委員を対象とした研修は、県民児協に委託し実施しているが、平成30年から松江市が中核市となり、松江市と委託費を按分している。	子ども家庭センターの設置など市町村による児童相談体制についてさらなる強化が求められている。ヤングケアラーへの支援も盛り込まれ、市町村相談体制の強化に向けて、各市町村のニーズを把握したうえで、県・児童相談所からの支援についても具体的に検討していく必要がある。	県市町村	青少年家庭課
Ⅲ	5	②	3	◇児童相談所の専門性の向上	子どもと家庭の相談に適切に対応するため、児童相談所の職員体制を強化し、職員の資質の向上に取り組めます。 子どもの社会性や自立性を伸ばすため、地域資源を活用した社会体験活動や家庭生活体験事業を実施します。また、保護が必要な児童に対して、必要な支援を実施できるよう一時保護所の運営等の支援事業を行います。 ○児童福祉法改正に係る体制整備事業 ○子どもと家庭特定支援事業	児童虐待件数は依然として高止まりしている。 一時保護児童の学習権を保障するため、学習支援員を中心とした学習の機会を保障している。 また、児童の健康管理や心身のケアを充実させる取り組みを行っている。	各児童相談所に配置されている保健師により、一時保護児童の健康管理や心身のケアを充実させる取り組みを強化した。	子ども家庭ソーシャルワーカーが創設され、児童相談所職員の専門性向上について一層期待されている。研修の参加等、十分な体制が整っていない。 入院が必要な児童については病院への一時保護委託が行われるが、その際病院への付き添いを児相職員が対応している。 一時保護中、児童の安全確保や距離的な問題から、在籍している学校への通学が困難。	県	青少年家庭課
Ⅲ	5	②	4	◇障がい児やその家族に対する相談・情報提供体制の充実	障がい児やその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、各種相談やサービス調整(障害児支援利用計画)、情報提供等を行うとともに、地域自立支援協議会において、支援体制の構築、資源の開発を進めていきます。 ○相談支援事業	市町村において、各種相談、サービス調整や情報提供等実施した。 また、県においては、支援体制構築のため、相談支援従事者養成研修を実施した。あわせて、支援体制整備、強化のための各種連絡会議を開催した。	市町村における支援体制の整備が進んだ。	相談内容が多様化・複雑化している。	市町村	障がい福祉課
Ⅲ	5	②	5	◇心の問題を抱える子どもや家庭に対する相談支援体制の充実	心の問題を抱える子どもが早い段階で身近な地域において専門的な診療や必要な療育支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携して相談支援体制の充実を図ります。 ○子どもの心の診療ネットワーク事業	拠点病院(県立こころの医療センター)を中核とし、各圏域において子どもの心の支援体制の構築を図るため、全県及び圏域でのネットワーク会議の開催や関係者向けの研修会の開催、中央研修への医師の派遣等を行った。	ネットワーク事業を通じて、拠点病院と各圏域の機関連携を研修、相談派遣、事例検討などを通じて深めている。また、令和5年度には、「子どもの心の診療マップ」において、既掲載機関39機関と新規掲載期間13機関(計52機関)の掲載情報の更新を行った。	発達障がいに関する相談の増加もあり、初診待機の課題がある。	県	障がい福祉課
Ⅲ	5	②	6	◇障がい児やその家族等に対する専門的な相談・療育指導体制の充実	障がい児やその家族の地域における生活を支援するため、障がい児(者)施設が有する専門性を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられる機能の充実を図ります。 ○障がい児等療育支援事業	10施設、事業所において、訪問療育や外来療育等を実施した。	訪問療育事業 延べ411件 外来療育事業 延べ3,393件 施設指導 延べ1,789件 ※数値はR2～5年度の委託先施設実績の合計	・施設の老朽化(プール)により、今後、一部事業の実施が困難となる可能性がある。 ・人材不足により、事業実施体制が不十分な事業所がある。	県	障がい福祉課
Ⅲ	5	②	7	◇特別支援学校センター的機能の充実	特別支援学校において、特別な支援を要する地域の幼児・児童生徒とその保護者及び幼保小中高等学校等からの相談に応じ、地域における相談支援の充実を図ります。 ○特別支援学校センター的機能充実事業	・県内12校の特別支援学校が、指導内容・指導方法、教育課程、就学・進路等についての相談に応じた。 ・県内12校の特別支援学校が、それぞれの学校種の特徴を生かし特別支援教育に関する専門的な研修会を開催した。	・県内12校の特別支援学校が、年間3,272件の相談に応じた。 ・各特別支援学校が開催する特別支援教育に関する専門的な研修会に、地域内の幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等から参加者があった。	・教育相談(来校・訪問・電話)は増加傾向が続いており、相談ニーズへの対応が引き続き必要である。 ・就学前から学齢期後半まで相談は多い。相談内容が多様化・複雑化している。	県	特別支援教育課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備） （計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等		
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅲ	5	②	8	◇ひとり親家庭等への相談支援体制の充実	ひとり親家庭等は、親族等の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多く、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせて総合的な相談・支援を行うことが必要です。そのため、個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度に繋げられるよう、ひとり親家庭に対する支援制度について分かりやすい方法で周知を行い、各種支援の利用を促すなど適切に相談に対応するとともに、情報提供の充実に努めます。併せて、相談関係職員に対する研修会の開催等により、母子・父子自立支援員等の人材育成と専門性の向上を推進します。 ○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○島根県母子・父子福祉センターによる各種相談事業 ○母子・父子自立支援員等に対する研修会の実施 ○インターネットメディア等の各種広報手段の活用による情報提供の充実	・県は、島根県母子寡婦福祉連合会への委託により母子・父子福祉センターを設置し、ひとり親家庭を対象に総合的な相談・支援を行うとともに、市町村が配置している母子・父子自立支援員の資質向上を目的に、母子・父子自立支援員研修を実施している。 ・令和3年度から、相談につながる方向性に、民間団体との連携の下、つながりサポート相談会を開催している。 ・ひとり親家庭を対象とした支援事業を盛り込んだリーフレットを作成し配布するとともに、支援事業を紹介するメールマガジンを発行している。	母子・父子自立支援員相談指導 R5相談指導件数4,299件	・困難を抱え孤立する可能性のあるひとり親家庭について、個々の家庭に寄り添った相談支援を実施することが重要である。 ・島根県ひとり親家庭等実態調査によると、支援情報の入手手段がわからないとの回答が母子家庭で20.7%、父子家庭で30.4%にのぼったため、様々な広報手段を活用して支援情報を提供することが必要である。	県 市町村	青少年家庭課
Ⅲ	5	③	1	◇養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言等を行っている市町村へ、事業実施に関わる経費を助成します。 ○地域の子育て支援事業(養育支援訪問事業)	市町村が実施する養育支援訪問事業への経費助成を行った。	県内12市町村に対して変更交付決定を行った。	多くの市町村で本事業が実施されているが、未実施市町村がある。	市町村	【R6～健推・青少追加】 子ども・子育て支援課
Ⅲ	5	③	2	◇母子生活支援施設・児童相談所との連携	相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいたれた取り組みを行います。 ○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○関係機関との連携及び利用 ○母子生活支援施設の活用	・入所実施市町村に対して、実地監査を行った。	・市町村担当職員は、関係機関と連携を図り、母子世帯の自立へとつなげた。	・相談に関わる機関や職員が、母子生活支援施設の役割などの理解をさらに深めていく必要がある。	県 市町村	青少年家庭課
Ⅲ	5	③	3	◇児童虐待の早期発見・早期対応のための機能強化 * 旧プラン事業名は、発生予防・早期発見・早期対応のための機能強化	児童虐待対応において優先すべきは子どもの安全確認・安全確保であり、日頃から市町村、保健所、学校、警察、医療機関など関係機関と積極的に情報共有します。 また、法律や医療の専門家の助言を得たり、虐待対応機能強化のための研修を実施するなど、児童相談所のスキル向上に努め、地域ぐるみで子どもを見守る体制を強化します。 ○児童虐待対応機能強化事業	児童相談所における児童虐待対応の強化は大変重要な課題であり、法的対応、医学的な対応など困難ケースには、専門家の助言を受けている。 また、児童相談所職員の研修なども実施し、専門的な知識・技能の習得に努めている。 その他、児童相談所が支援を行う児童について、必要に応じて未成年後見人の請求を行っている。 警察と児相の合同訓練を2年に1度程度実施、学校職員研修における児童虐待研修を実施している。	児童の権利擁護が求められており、施設等への入所児童、一時保護児童へ権利ノートを配布し、児童が直接意見表明できる体制を確保している。また、児童相談所が支援する児童について、未成年後見人選任が求められる児童について、選任の請求を行っている。 関係機関主催の研修にて、児童虐待に関する研修をする機会が徐々に増えている。	児童虐待対応が、複雑・困難化している状況にあり、発生予防から、早期発見、早期対応のために、相談体制の強化や対応職員のスキル向上について、継続して取り組んでいく必要がある。 関係機関の連携を維持していく必要がある。	県	青少年家庭課
Ⅲ	5	③	4	◇子どもを虐待から守る意識の啓発	県民に対して、児童虐待防止の重要性や地域での取組の必要性を広く周知するため、11月の児童虐待防止推進月間にあわせて街頭キャンペーン等を実施します。 また、子ども自身が気軽に相談できる子ども専用電話相談事業に対する支援を行います。 ○児童虐待防止対策事業 ○虐待防止地域連携強化事業	・11月の児童虐待防止推進月間を中心に、街頭啓発活動、図書館等へのパネル展示などを実施した ・新聞、ラジオ、テレビCM、広報誌等のメディアを利用した広報啓発活動を行った ・県内1つの子ども専用電話相談開設事業者に補助金を交付した	・新型コロナウイルス感染拡大に伴い街頭啓発活動等は自粛していたものの、R5年度には松江駅前等をはじめ街頭啓発活動を実施(県警、市町村担当者、里親、県等)。また、由志園やTSK、松江城等、ライトアップを実施した。	・依然として虐待相談は高止まりの傾向にある	県	青少年家庭課
Ⅲ	5	④	1	◇里親委託等の推進	ファミリーホーム(養育者の住居で行う里親型のグループホーム)を設置するなど、里親委託率の向上を目指します。 そのために、里親制度の広報・周知や里親に対する研修・相談体制を充実するとともにファミリーホーム設置者に対して措置費の支弁や住居改修費用等による支援を行います。 新規の里親登録者の開拓と里親委託を促進し、登録里親の支援を行うため、里親会に里親支援機関事業を委託し、協働して、里親支援のための里親家庭訪問活動、里親制度の広報啓発活動、里親・里子交流会、施設訪問などの事業を実施します。 ○里親委託児童支援事業	・特に支援を必要とする子どもの委託をお願いする専門里親を増やすため、研修受講費用の助成を行った。 ・10月の里親月間を中心に、里親制度の普及啓発を目的とした講演会の実施や街頭啓発、広報誌等を利用した普及啓発活動を行った。 ・県内の児童福祉施設2か所に里親支援専門相談員を設置した。	養育経験のある里親による出前講座等を行い、里親制度の普及啓発に努め、里親登録者は年々増加している。 家庭養育優先の原則に基づき、里親委託を推進した。 里親委託率は増加傾向にある。 里親同士の交流や、委託前後の児童相談所と里親支援専門相談員による支援を行い、里親が孤立せず、安心して養育できる体制を構築した。	・里親委託をすすめる際に、子どもをとられるという里親の感情が障害となることが多い。 ・施設入所児童と里親がふれあう機会が少ない。 ・養育経験少ない未委託の里親が増加している。 ・里親登録世帯について、地域的な偏りがある。 ・身近な県民の相談窓口である市町村職員の制度理解が不十分。 ・里親支援体制について、児童相談所と里親支援専門相談員、里親会等の里親支援機関の連携強化を図る必要がある。	県	青少年家庭課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備） （計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等		
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅲ	5	④	2	◇小規模グループケア等の設置・運営への支援 *旧プラン事業名は、小規模グループケア等の設置・運営への支援、地域小規模児童養護施設の設置・運営への支援	国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた、「島根県社会的養育推進計画」の中で、今後の社会的養育が必要な児童数を推計し、①家庭における養育、②家庭における養育環境と同様の養育環境(里親・ファミリーホーム、養子縁組)、③できる限り良好な家庭的養育環境(施設)を柱とした子どもたちの支援を構築していきます。 児童養護施設等に求められる多機能化・高機能化、小規模化・地域分散化された施設運営を実現するため、国等の補助制度を活用しながら施設のケア単位の小規模化、地域分散化を計画的に実施していきます。 設置する社会福祉法人等に対しては、措置費支弁や施設整備費補助のほか、専門的ケアの充実及び人材の確保・育成、自立支援の充実、家庭支援及び地域支援の充実、及び子どもの権利養護の推進など、家庭的養育環境整備のための支援を行います。 ○施設入所児童支援事業	施設小規模化整備実施状況 R3年度 1か所(児童養護施設) R4年度 1か所(乳児院) R5年度 2か所(児童養護施設、乳児院) 乳児院・児童養護施設における施設小規模ケア定員数 R2年度 61/200人 (敷地内49人、敷地外(地域小規模)12人) R3年度 67/200人 (敷地内55人、敷地外(地域小規模)12人) R4年度 75/200人 (敷地内63人、敷地外(地域小規模)12人) R5年度 87/200人 (敷地内75人、敷地外(地域小規模)12人)	R元年度に策定された島根県社会的養育推進計画に基づき、家庭養育優先の原則のもと、できる限り良好な家庭的環境で養育できるよう、ケア単位の小規模化を着実に進めている。	現在は、R元年度に策定した島根県社会的養育推進計画に基づき進めているが、R4年度の児童福祉法改正を受け、次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領が示され、島根県でも計画の見直し作業を行っている。 現計画以降、ケア単位の小規模化・地域分散化だけではなく、施設の高機能化・多機能化(里親支援・在宅支援等、地域の社会的養育の拠点)が求められており、これも含めた人材確保・育成、財政支援を検討していく必要がある。	県	青少年家庭課
Ⅲ	5	④	3	◇母子生活支援施設・児童相談所との連携(再掲)	相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。 支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいれた取り組みを行います。 ○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○関係機関との連携及び利用 ○母子生活支援施設の活用	・入所実施市町村に対して、実地監査を行った。	・市町村担当職員は、関係機関と連携を図り、母子世帯の自立へとつなげた。	・相談に関わる機関や職員が、母子生活支援施設の役割などの理解をさらに深めていく必要がある。	県市町村	青少年家庭課
Ⅲ	6	①	1	◇障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進	県民が、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していくための取り組みを実施し、障がい児をはじめ誰もが暮らしやすい地域社会(共生社会)づくりを進めていきます。 ○「あいサポート運動」事業	「あいサポーター研修」やあいサポーター研修の講師を養成する「あいサポートメッセージ研修」を実施。 障がいのある方への手助けを積極的に実践する証としての「あいサポートバッジ」着用の推奨。	あいサポーター R5年度末 70,722人 あいサポートメッセージ R5年度末1,549人 あいサポーター研修のための島根県版研修映像を作成し、研修の充実を図った。	障がい特性を理解した県民の増加	県	障がい福祉課
Ⅲ	6	①	2	◇障がい児在宅サービスの充実	障がい児やその家族が住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、障がい児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、居宅介護、短期入所(ショートステイ)、障がい児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられる体制の充実を図ります。 ○障害児通所支援事業 ○障害福祉サービス事業 ○地域生活支援事業	市町村が支弁する障がい者自立支援給付費や障がい児通所給付費等に対し、負担金を交付した。	負担金の交付を通じて在宅障がい児の地域生活を支援が受けられる体制の充実を図った。	相談内容が多様化・複雑化している。	県市町村	障がい福祉課
Ⅲ	6	①	3	◇障がい児への経済的支援	在宅の重度の障がいのある児童を監護・養育する者に対する特別児童扶養手当や重度の障がい児に対する障害児福祉手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。 ○特別児童扶養手当支給事業 ○障害児福祉手当支給事業	在宅の重度障害児を監護・養育する者に対する特別児童扶養手当を支給した。 【特別児童扶養手当支給対象児童数】 2,241人(R5年度末時点)	対象となる児童を監護する保護者が手当を受給できるよう、市町村と協力して周知を図った。	手当金の債権発生時における市町村と県の連携について課題がある。	県市町村	障がい福祉課
Ⅲ	6	①	4	◇発達障がい児支援体制の整備	地域の医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、発達障がいの早期発見・早期療育による一貫した支援を行うとともに、発達障がい者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。 ○発達障がい者支援体制整備事業 ○発達障がい初診前アセスメント強化事業	発達障がいの専門相談対応、研修開催や本人家族支援など多岐にわたる支援を実施した。ペアレントトレーニングやペアレントメンター事業等の家族支援も継続実施した。市町村や保健所等関係機関との連携をし、支援連携を深めた。	増加傾向にある相談への援助や、外部研修等の要請に対する職員派遣等の支援件数が増加するなど、支援体制の充実が進んだ。 支援件数:4761件 外部から講師依頼を受けた研修:278件 ※数値はR5年度実績	相談件数や専門研修派遣依頼の増加もあり、発達障害者支援センターの体制強化が必要。また、発達障がいにかかる一部の医療機関において初診待機が長期化している。	県	障がい福祉課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備） （計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等	
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業 事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅲ	6	①	5	◇高次脳機能障がい児支援体制の整備 障がい保健福祉圏域ごとに支援拠点を設置し、頭部外傷や脳血管障がいなどの原因により、言語や記憶などの機能に障がいが起こり、日常生活、社会生活への適応が困難となる高次脳機能障がい児やその家族に対し支援を行います。 ○高次脳機能障がい者支援事業	県支援拠点と県内7カ所の圏域支援拠点において、専門的な相談支援や関係機関との連携体制構築のための圏域ネットワーク会議や研修会を開催した。	相談件数 延べ13,248件 新規相談件数 291件 ※件数はR2～5年度の7拠点実績の合計 小児の高次脳機能障がいをテーマにした研修会の開催(年1～2回)	対象児の掘り起こし	県	障がい福祉課
Ⅲ	6	①	6	◇極めて重度の障がい児への支援 重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童やその家族の地域生活を支援するため、短期入所(ショートステイ)や日中一時支援等のサービスが提供できる体制を整備するとともに、専門的療育やリハビリが受けられない地域に専門職員を派遣するなど、身近な地域に必要な支援が受けられる体制の充実を図ります。 ○重症心身障がい児(者)在宅サービス基盤整備事業 ○重症心身障がい児(者)巡回等療育支援事業	・重症心身障がい児(者)が利用できる通所支援施設がない地域に出向きサービスを提供した2事業所に対して、巡回等に係る経費を補助した。 ・重症心身障がい児(者)に対して、ショートステイやデイサービス等を提供した障がい福祉サービス事業所に対し、受入れの際に要した看護師等加配人件費を補助した。	・重症心身障がい児(者)が利用できる通所支援施設がない地域に巡回し、サービスを提供した。 ・重症心身障がい児(者)に対して、ショートステイやデイサービス等を提供した障がい福祉サービス事業所に対し、看護師等加配人件費を補助し、サービスを提供できる体制の充実が図られた。	利用者減少による、補助団体・金額の減少 ショートステイの補助団体がない(デイサービスのみ)	県	障がい福祉課
Ⅲ	6	①	7	◇特別支援学校における放課後健全育成の推進 *旧プラン事業名は、放課後健全育成 放課後及び長期休暇期間に、空き教室等を利用して特別支援学校に通学する在宅の児童・生徒を預かり、保護・養育を行います。 ○ハッピーアフタースクール事業	2カ所の特別支援学校保護者会に対して、ハッピーアフタースクール事業補助金を交付した。また、事業の適性かつ円滑な運営を進めていくため、実地調査を実施した。	○利用児童数 小学部 延べ628人 中学部 延べ372人 高学部 延べ251人 ※人数はR2～5年度全補助団体実績の合計	補助団体が減少傾向にある(放課後等デイサービス等の様々なサービスが受けられるようになってきたことなどの理由で利用者が減少している)	県市町村	障がい福祉課
Ⅲ	6	①	8	◇放課後児童クラブの障がい児受入れ推進 放課後児童クラブにおける、障がい児の受入れを推進するために、専門的知識等を有する指導員を配置するクラブに対して、必要な経費の補助を行います。 また、国補助対象とならない小規模な放課後児童クラブが障がい児を受入れた場合に係る経費を補助することで、小規模なクラブでの障がい児の受入れの推進を図ります。 ○地域の子育て支援事業(放課後児童健全育成事業) ○しまねすくすく子育て支援事業(放課後児童の預かり事業)	子ども・子育て支援交付金として、放課後児童クラブにおける、障がい児の受入れを推進するために、専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するクラブに対して、必要な経費の補助を行った。 障がい児を3人以上受入れを行っているクラブに対してはさらに加配を行うための補助を行った。 国補助対象とならない小規模な放課後児童の預かり事業者が障がい児を受入れた場合に係る経費の補助を行った。	障がい児の受入を行っている市町村(放課後児童クラブ等)の運営支援により、受入れ促進を図ることができた。	専門的知識等を有する放課後児童支援員等の確保及び適切な研修の実施 障がい児を受け入れるに当たっての個人情報の取扱いと障がいの状況把握のための資質向上	市町村	子ども・子育て支援課
Ⅲ	6	①	9	◇特別支援教育体制の総合的な推進 保育所、幼稚園から高等学校までの障がいのある幼児児童生徒に対し、個別の教育支援計画に基づく乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援を行います。 ○特別支援教育体制整備推進事業	・各学校への特別支援教育の体制整備の推進。 ・各市町村教育委員会において特別支援連携協議会の設置及び相談支援チームの設置と活用。	・全ての学校において、特別支援教育の校内体制整備は整いつつある。 ・各市町村教育委員会において特別支援連携協議会の設置及び相談支援チームが設置され、活用されている。	・就学前から就学期、中学校から高等学校、また高等学校から就労期への支援の引継ぎや関係機関との連携は不十分な状況である。 ・体制整備が一部不十分な地域がある。	県	特別支援教育課
Ⅲ	6	①	10	◇特別支援学校の進路開拓 特別支援学校高等部の就労を希望する生徒が就労できるよう、就業に向けた知識技能の向上を図るため、企業等での現場実習を行います。 また、生徒の就労についての理解及び就労の場を確保するため、職場開拓や進路開拓推進協議会を開催します。 ○特別支援学校職業教育・就業支援事業	・外部人材を活用し、作業学習等の助言を受けた。 また、関係機関と連携し、生徒や保護者向けの研修会を実施した。 ・進路開拓推進協議会、進路指導地域懇談会を開催した。 ・関係機関との連携の元、実習先や就労先の開拓を行った。	・希望するほぼ全ての生徒について、就労することができた。 ・協議会や懇談会において、関係機関等からの多くの参加があり、積極的な情報交換を行うことができ、連携強化につながった。	・生徒の障がいの重度・重複化、多様化等により、生徒のニーズに応じた職場開拓や丁寧なジョブマッチングを行うため、企業や関係機関等との連携をより充実させる必要がある。	県	特別支援教育課
Ⅲ	6	①	11	◇障がい児等保育対策 障がい児等の受入に積極的に取り組む保育所等に保育士の配置や受入れ体制整備にかかる経費を補助することで、障がい児等の保育の促進を図ります。 ○しまねすくすく子育て支援事業(障がい児等保育対策事業)	17市町村にて事業を実施	障がい児の受入に積極的に取り組む市町村を助成した	障がい児数は増加傾向にあるが、施設のニーズに対応できていない。	市町村	子ども・子育て支援課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備） （計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等		
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅲ	6	②	1	◇子育て・生活支援の充実	子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭等それぞれのニーズに応じて、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進していきます。 ○子育て短期支援事業 ○母子家庭等日常生活支援事業	・疾病等で一時的に家事・育児の支援が必要なひとり親家庭に、家庭生活支援員を派遣するひとり親家庭等日常生活支援事業について、島根県母子寡婦福祉連合会への委託により実施している。	ひとり親家庭等日常生活支援総合事業 R5派遣件数 6件	・島根県ひとり親家庭等実態調査によると、ひとり親家庭等日常生活支援事業の認知度は、母子家庭で19.4%、父子家庭で15.1%にとどまり、利用件数も少ないため、利用の増大に向けて事業の周知等の取組を進める必要がある。	県市町村	青少年家庭課
Ⅲ	6	②	2	◇就業支援	各種職業訓練や就業支援給付金についての周知、島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等労働関係機関との連携による巡回相談や母子・父子自立支援プログラムの積極的な活用等、ひとり親家庭等の状況に応じたきめ細やかな就業支援により、経済的自立が図られるよう支援します。 ○母子家庭等就業・自立支援センターによる支援 ○母子・父子自立支援プログラム策定事業 ○就業支援講習会 ○母子・父子自立支援員による就業相談 ○母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 ○高等職業訓練促進資金貸付金事業	・島根県母子寡婦福祉連合会への委託により実施している母子家庭等就業・自立支援センター事業において、就業相談や無料職業紹介、母子・父子自立支援プログラム策定、就業支援講習会等、ひとり親家庭の就業支援を行っている。 ・市町村における自立支援給付金事業や島根県社会福祉協議会との連携による高等職業促進資金貸付事業等、ひとり親の就業に有利な資格取得の支援を行っている。 ・令和4年度から、就職や正規雇用を目指すひとり親を対象に、就職及び就職継続を条件に返済を免除する住宅支援資金貸付制度を開始している。	母子・父子自立支援プログラム策定 R5策定件数 5件(うち就職者数 4件) 就業相談 R5相談件数 83件 無料職業紹介 R5紹介件数 475件 高等職業訓練促進資金貸付 R5貸付件数 2件 住宅支援資金貸付 R5貸付件数 14件	・島根県ひとり親家庭等実態調査によると、就業率は母子家庭で94.9%、父子家庭で96.3%に上り、常用雇用の割合も母子家庭で60.8%、父子家庭で79.0%となっている。 ・一方、仕事を変えたいと希望する人の割合は母子家庭で28.9%、父子家庭で18.8%となっている。ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、より高い賃金を得ることができる仕事に就くのに必要な資格取得等の支援を行うことが重要である。	県市町村	青少年家庭課
Ⅲ	6	②	3	◇就業機会の拡充	雇用の場の創出や様々な主体による就業支援など、社会的な取り組みへの機運を醸成します。 ○ひとり親家庭等の親の雇用に関する事業主への働きかけ ○公共施設における雇用の促進	・島根県母子寡婦福祉連合会への委託により、ひとり親の就業機会の拡充に向け、企業や行政機関等に働きかけを行っている。	R5訪問団体数 2件 R5行政訪問 39件	・引き続き、企業や行政機関等に対し、ひとり親に対する理解や協力を求めるとともに、求人ニーズの把握を行う必要がある。	県市町村	青少年家庭課
Ⅲ	6	②	4	◇子どもの生活・学習支援	子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等を行い、ひとり親家庭等の子どもの生活の向上を図ります。 ○ひとり親家庭学習支援事業	放課後児童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行う市町村に補助を行っている。 R元から事業開始	R2から実施市町あり R5では学習支援事業を行う2市町に補助を行った。	未実施市町村がある。	県市町村	青少年家庭課
Ⅲ	6	②	5	◇養育費確保・面会交流の支援	子どもの自尊感情や心の安定をはぐむための養育費確保と面会交流の必要性について周知啓発を図るとともに、関係機関や民間団体との協力により、離婚に関する相談や届出などの機会を捉えて、専門家による無料法律相談の利用を促すなど、養育費と面会交流の確保に向けた支援を行います。 ○養育費確保・面会交流に向けた啓発の推進 ○法律相談事業の実施 ○母子家庭等就業・自立支援センター事業(養育費相談)	・島根県母子寡婦福祉連合会への委託により、養育費確保等に関する相談の受付や、弁護士による無料法律相談を行っている。 ・令和4年度には、養育費の取り決めに係る公正証書等の作成に係る費用補助のモデル事業を実施するとともに、市町村において養育費の取り決め等に向けた支援が実施されるよう働きかけを行った。	養育費確保等に係る相談 R5相談件数 24件 弁護士による無料法律相談 R5相談件数 19件 養育費に係る公正証書作成等支援補助金 R4交付決定件数 19件	・島根県ひとり親家庭等実態調査によると、養育費の受領率は母子家庭で38.1%、父子家庭で11.1%、親子交流の実施率は母子家庭で30.6%、父子家庭で36.1%にとどまっている。	県市町村	青少年家庭課
Ⅲ	6	②	6	◇経済的支援の充実	ひとり親家庭等にとって重要な経済的支えとなっている児童扶養手当について広く周知を図ります。 また、母子父子寡婦福祉資金の貸付を希望するひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立への支援が図られるよう、福祉サービスの一環として母子父子寡婦福祉資金を活用するとともに、貸付後の事情変化を捉えた適切な情報提供など、継続した支援を行います。 ○母子父子寡婦福祉資金の貸付 ○福祉医療費助成の実施 ○各種減免制度・奨学金制度の実施 ○児童扶養手当の給付 ○保育所保護者負担金の減免 ○生活福祉資金の貸付	・ひとり親家庭の経済的自立の促進及び児童の福祉増進のため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を実施している。 ・令和3年度から貸付事務の一部移譲が全市町村で完了したことで、市町村における貸付を含めたひとり親家庭の総合的な支援を実現した。 ・母子父子寡婦福祉資金や、市町村において実施される児童扶養手当及び福祉医療費助成制度について、リーフレットやメールマガジン等により周知広報を行っている。	母子父子寡婦福祉資金 R5貸付件数 414件	・島根県ひとり親家庭等実態調査によると、現在の困りごととして「経済面」を挙げる方が母子家庭・父子家庭ともに最も多かった。 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付件数は、日本学生支援機構の修学支援新制度の開始等の影響により減少しているが、貸付件数は414件と引き続き根強いニーズがある。一方、制度の認知度は母子家庭で55.7%、父子家庭で32.7%にとどまっている。 ・貸付金の償還率は現年度で90.6%、過年度で6.9%となっている。償還率の向上はひとり親家庭の経済的自立の指標となるだけでなく、貸付制度の安定的な運営のためにも大きな課題である。	県市町村	青少年家庭課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備）
（計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等		
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅲ	6	②	7	◇ひとり親家庭等への相談支援体制の充実(再掲)	ひとり親家庭等は、親族等の援を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多く、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせて総合的な相談・支援を行うことが必要です。そのため、個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度に繋げられるよう、ひとり親家庭に対する支援制度について分かりやすい方法で周知を行い、各種支援の利用を促すなど適切に相談に対応するとともに、情報提供の充実に努めます。併せて、相談関係職員に対する研修会の開催等により、母子・父子自立支援員等の人材育成と専門性の向上を推進します。 ○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○島根県母子・父子福祉センターによる各種相談事業 ○母子・父子自立支援員等に対する研修会の実施 ○インターネットメディア等の各種広報手段の活用による情報提供の充実	・県は、島根県母子寡婦福祉連合会への委託により母子・父子福祉センターを設置し、ひとり親家庭を対象に総合的な相談・支援を行うとともに、市町村が配置している母子・父子自立支援員の資質向上を目的に、母子・父子自立支援員研修を実施している。 ・令和3年度から、相談につながる方向性に、民間団体との連携の下、つながりサポート相談会を開催している。 ・ひとり親家庭を対象とした支援事業を盛り込んだリーフレットを作成し配布するとともに、支援事業を紹介するメールマガジンを発行している。	母子・父子自立支援員相談指導 R5相談指導件数4,299件	・困難を抱え孤立する可能性のあるひとり親家庭について、個々の家庭に寄り添った相談支援を実施することが重要である。 ・島根県ひとり親家庭等実態調査によると、支援情報の入手手段がわからないとの回答が母子家庭で20.7%、父子家庭で30.4%にのぼったため、様々な広報手段を活用して支援情報を提供することが必要である。	県市町村	青少年家庭課
Ⅲ	6	②	8	◇母子生活支援施設・児童相談所との連携(再掲)	相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいれた取り組みを行います。 ○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○関係機関との連携及び利用 ○母子生活支援施設の活用	・入所実施市町村に対して、実地監査を行った。	・市町村担当職員は、関係機関と連携を図り、母子世帯の自立へとつなげた。	・相談に関わる機関や職員が、母子生活支援施設の役割などの理解をさらに深めていく必要がある。	県市町村	青少年家庭課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅳ：安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備）
（計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等		
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅳ	7	①	1	◇結婚・子育て等に関する情報提供の充実(再掲) *旧プラン事業名は、子育てに関する情報提供の充実(Ⅲ-4-①)	結婚・子育て等に関する必要な情報が得られるよう、結婚・妊娠・出産・子育て支援に関する情報をポータルサイトに掲載し、利用者目線でわかりやすく一元的に発信します。 また、SNS(Instagram、Facebook)による子育て関連のイベント情報などを随時発信し、情報提供の充実を図ります。 ○総合ポータルサイト等による情報発信	・結婚・妊娠・出産・子育ての各ライフステージ別の情報を整理し、一元的に発信する「しまね結婚・妊娠・出産・子育て支援総合ポータルサイト てごしてしまね」を令和元～2年度に構築し、令和3年3月に公開した。 ・こころ協賛店の登録情報などメールマガジンやLINEなどで新着情報として発信し、リアルタイムで情報発信するよう努めた。	・結婚・子育て等に関する必要な情報が閲覧しやすいよう一元的に発信することで、利用者にとってわかりやすくなった。 ・こころ協賛店・赤ちゃんほっとルームについて、令和3年度からこころアプリ内から検索できるようにした。	・情報がリアルタイムで更新されていないところもあり、さらに県民目線で必要な情報が適宜入手できるよう、情報の量・質等を充実させる必要がある。 ・こころ協賛店舗数が目標値に対して増えていない。	県	子ども・子育て支援課
Ⅳ	7	①	2	◇子どもの未来デザイン講座の実施(再掲) *旧プラン事業名は、助産師が行う「生の楽習講座」、若年層への結婚・妊娠・出産等に関する啓発	次世代を担う子どもたちを対象に、生命の尊さや家庭の意義などについて理解を深め、妊娠や出産に関する医学的知識に加え、キャリア形成やワークライフバランスなど、10年後、20年後の自らの将来について考える機会を提供するため、助産師や専門講師による講座を開催します。 ○生の楽習講座 ○ライフプラン設計講座	生の楽習講座は年間160回程度の開催ができています。ライフプラン設計講座は年々希望する高校が減少しており、令和5年度は4回の開催にとどまった。一方、将来の結婚や子育てに必要な資金や公的支援を学ぶための社会人向けセミナーを令和5年度から開始し、年間7回開催した。保育園等の園児と保護者を対象とした「こころバースデー講座」を令和2年度から開始し、令和5年度は33回開催した。	生の楽習講座は毎年予定回数を超える応募があるほど、小中学校を中心に講座開催の期待が高まっている。 ライフプラン設計講座は、高校のカリキュラム編成の都合上、講座開催のための時間が確保できず、開催回数が年々減少している。社会人向けセミナーでは、毎回30名程度の参加があり、経済面での漠然とした不安の解消につながっている。 こころバースデー講座は、当初10回の開催で始めたところ、希望する保育園等が多数であったため、委託先の助産師会と調整の上、30回まで回数を増加した。	高校生からのライフプラン設計講座について、将来の結婚や子育ても含めた自分のライフデザインを考えるきっかけとなることから、開催回数の確保に向けて県教委等との協議が必要。	県	子ども・子育て支援課
Ⅳ	7	②	1	◇市町村における結婚支援への取組の強化 *旧プラン事業名は、出会いの場の創出、情報提供、しまね縁結び市町村交付金事業(出会いの場創設、結婚相談員養成等)	結婚を望む県民だれもが、結婚支援サービスを気軽に活用できるよう、全市町村において相談・支援体制を確保し、これまで県やしまね縁結びサポートセンターが取り組んできた結婚支援サービスの全県展開を目指します。 ○市町村結婚支援員・結婚支援相談員の配置 ○市町村相談窓口の設置(はびこ、しまこ) ○市町村による婚活イベント・セミナー等の開催支援	[令和5年度実績] ○市町村結婚支援相談員 4市町 ○市町村結婚支援強化交付金 11市町(うち民間イベント補助 9市町) ○しまね結婚支援施策推進会議(市町村担当者スキルアップセミナー) 1回	○市町村交付金 市町村が実施又は補助するイベントの広域化を支援するため、令和6年度からイベントの広域化メニューを拡充した。 ○スキルアップセミナー 異動等により担当者が変わる実情を踏まえ、令和5年度から市町村担当者向けのセミナーを開催し、行政が行う結婚支援の考え方を学んだ。	市町村により取組の温度差があるため、市町村間の取組事例展開や悩みなどを共有できる場が必要。	県	子ども・子育て支援課
Ⅳ	7	②	2	◇相談・マッチング機能の充実 *旧プラン事業名は、結婚に関する相談、紹介(マッチング)支援	しまね縁結びサポートセンターにおいて、縁結びボランティア「はびこ」の拡充やコンピュータマッチングシステム「しまこ」の利用拡大、他の民間事業者が実施する結婚支援事業の活用・連携を進めることなどにより、相談・マッチング機能を充実します。 ○縁結びボランティア「はびこ」の結婚相談活動支援 ○しまねコンピュータマッチングシステム「しまこ」の利用拡大 ○婚活イベント・セミナーなどの開催、県外在住者への働きかけ ○しまね縁結びサポート企業の拡大・支援	[令和5年度実績] ○広域イベント(県) 4回 ○センター(はびこ・しまこ)成婚数 54組 ○しまこ入会登録料減額キャンペーン(令和3年度～) 男性半額、女性無料 ○島コン 4回(東京・広島) ○しまね縁結びサポート企業 351社	○広域イベント 知り合いに会いたくない等の理由でイベント参加を躊躇する独身者(特に女性)が多かったため、令和5年度から県主催で広域的なイベントを開催し、女性でも参加しやすい環境を整えた。 ○センター(はびこ・しまこ) 令和2年度～令和5年度までの累計で、280組の成婚実績となり、令和3年度は過去最高の82組となった。 また、はびこによる成婚人数が、令和5年度に累計で1,000人を超えた。 ○しまこ会員数 令和3年度からの入会登録料の減額キャンペーンにより、会員数が527人(R2年度末)から749人(R5年度末)まで増加し、男女比率も4:1(R2年度末)から3:1(令和5年度末)まで改善された。 ○しまね縁結びサポート企業 令和5年度から企業訪問(委託)を開始し、独身従業員の結婚意識調査を始めた。	○しまこ 減額キャンペーンの効果により会員数の増加が図られたが、増加傾向が鈍化している。 ○しまね縁結びサポート企業 登録後の企業フォローアップが十分ではない。	県 縁結びサポートセンター	子ども・子育て支援課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅳ：安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備）
（計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等		
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅳ	8	①	1	◇妊娠・出産等の正しい知識の普及	若い男女が早い時期から妊娠・出産について知識が得られ、妊娠・出産する時期を失わずに、個々のライフプランに役立てられるよう妊娠・出産等について適切な時期に正確な情報の提供を行います。 また、不妊の原因は男女双方にあることから、男性・女性双方を対象とした多様な情報提供を図るとともに必要に応じて相談や医療に繋がります。 ○男性不妊検査費助成事業	・思春期専門相談事業を島根県助産師会に委託。相談ダイヤルを設置し、思春期特有の悩みに関する相談を行った。 ・相談件数 令和2年度150件、令和3年度93件、令和4年度113件、令和5年度82件 ・男性の早期からの不妊治療参加を促進するため、平成28年度に男性不妊検査費助成制度を創設。男性不妊の検査を受けた夫婦に検査費用の5割(上限2万円)を助成した。 ・平成30年度には助成額を検査費用の7割(上限2万8千円)に拡充した。 ・助成件数 令和2年度44件、令和3年度63件、令和4年度38件、令和5年度89件 ・リーフレットや新聞掲載等により、不妊治療に関する普及啓発を図った。	・思春期専門相談事業では、第二性徴などの思春期特有の悩みに関して、助産師が相談対応することで、思春期の男女と親の不安軽減が図られた。 ・男性不妊検査費助成制度により、男性の早期からの不妊治療参加が図られた。	・助成回数が一組の夫婦につき1回限りであり、第1子目を望む夫婦の初回検査のみ助成するという状況であるが、第2子以降を望む夫婦の負担を軽減するため、令和6年度から1子ごと1回の検査費助成措置を行う。	県	健康推進課
Ⅳ	8	①	2	◇不妊専門相談事業の実施	不妊専門相談センターを県立中央病院内に設置し、専門医・助産師による電話・面接相談やメールによる質問対応を行うことにより悩みの解消・自己決定の支援を行います。 また、不妊治療に対する正しい理解を普及するための啓発を行います。 ○不妊対策事業 ○思春期等相談事業	・不妊症認定看護師やカウンセラーによる電話相談を実施(月曜～金曜(祝日除く)の15時～17時) ・産婦人科医師によるメール相談を実施 ・相談件数 令和2年度79件、令和3年度81件、令和4年度152件、令和5年度84件 ・相談内容等については、関係者で構成する検討会において報告し、意見を聴取した。	・不妊専門相談センターにおいては、不妊症の検査・治療や、不妊治療を実施している医療機関の情報に関して、専門に医師等が相談対応することで、不妊に悩む夫婦の不安軽減が図られた。 ・令和4年度からは不妊専門相談のほか、出生前検査に関する専門相談や妊娠・出産に関する健康相談、女性の心身の健康相談等を実施した。	・妊娠・出産相談センターの相談件数がR4年度より減少した。	県	健康推進課
Ⅳ	8	①	3	◇特定不妊治療費の助成(再掲)	国の制度のに基づき、体外受精及び顕微授精の治療を受けている戸籍上の夫婦に対し、1年度あたり治療1回につき15万円(治療によっては7万5千円)を上限として最大6回まで助成し、経済的負担の軽減を図ります。 また、不妊に悩む夫婦への支援の拡充するため、上記制度を拡充します。 ○特定不妊治療費助成事業	・平成17年度:事業を開始。 ・平成27年度:初回治療分の助成額の増額や男性不妊治療についても助成対象となった。 ・平成28年度:初回治療開始時の妻の年齢が40歳以上の場合は、助成上限回数が3回となった。 ・制度周知のためリーフレットを作成、不妊治療を行う医療機関や市町村へ配布し、制度周知を行った。 ・助成件数 令和2年度591件、令和3年度904件、令和4年度266件(松江市中核市移行に伴い、松江市在住者分の件数を含まない。令和4年度から保険適用となったため終了)	・助成制度を通じ、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減が図られた。	・先進医療等は医療保険適用外であり、妊娠を望む夫婦にとっての経済的負担が大きいため、令和4年度から、先進医療費助成による負担軽減措置を別途行う。	県	健康推進課
Ⅳ	8	②	1	◇周産期医療の充実 *旧プラン事業名は、お産安心ネットワーク事業	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるために、周産期において必要な高度専門的医療が迅速かつ効果的に提供できる周産期医療提供体制の確保を図ります。 ○周産期医療協議会の実施 ○周産期医療ネットワーク構築事業	総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターを含めた4病院を中核として周産期医療ネットワークの強化を図っている。 周産期医療ネットワーク連絡会や、周産期症例検討会、周産期医療研修会を開催した。 ・周産期医療情報共有サービスにすべての分娩取扱医療機関が導入された。 ・母体及び新生児搬送マニュアルを改定した。 協議会(周産期医療協議会及び周産期医療体制圏域検討会)開催回数:令和2年度17回、令和3年度13回、令和4年度18回、令和5年度18回	・周産期医療提供体制における全体的な連携体制の充実にに向けた調整を行った ・要支援妊産婦の現状及び対応する事業の推進にむけ、協議会などにおいて情報提供・検討を実施した。	・周産期医療提供体制の円滑な運用のため、分娩取扱医療機関との調整が必要な場合があるが、産婦人科医師、小児科医師などの不足や偏在により、年々、調整が難しくなっている。	県	健康推進課
Ⅳ	8	②	2	◇産前・産後のサポート体制の充実	妊娠期や産後の家事・育児支援や母親の心の健康支援など、妊産婦の産前・産後のケアの充実を図ります。 ○しまね産前・産後安心サポート事業	・市町村の産前・産後訪問サポート事業や産後のケア事業に対し補助金を交付し支援を行った。 産前・産後訪問サポート事業実施市町村数:令和2年度6市町村、令和3年度8市町村、令和4年度11市町村、令和5年度13市町村 産後のケア事業実施市町村数:令和2年度15市町村、令和3年度～5年度16市町村 ・訪問サポート事業を行うサポーター養成研修を県にて行い、令和2年度～4年度で102名受講した。	・取り組みの進んでいない市町村に対しヒヤリングを行い、事業実施に向けて働きかけを行った。事業を行う市町村数は増加傾向にある。	・事業への取り組みにおいて市町村により温度差がある。 ・訪問サポート事業・産後ケア事業とも、委託先や担う人材の不足から事業が実施困難な市町村がある。	市町村	健康推進課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅳ：安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備）
（計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等	
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業 事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅳ	8	②	3	◇慢性疾病児・医療的ケア必要児等への支援の充実 *旧プラン事業名は、小児慢性特定疾患への支援、医療的ケア必要児対策の充実 長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児や医療的ケア必要児及びその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。また、在宅支援に関する検討会や協議会を開催し、地域における支援提供体制の整備を行います。 ○長期療養児生活支援事業	・協議会を開催し、対象児童及びその家族を支援する体制の充実に向けて検討した。 ・各保健所において、退院前から在宅生活への移行に向けた調整、相談支援、親子交流会などを開催している。	在宅生活において支援が必要な対象者については、医療機関からの連絡票による情報提供体制が定着し、各保健所における支援件数は増加傾向にあり、関係機関との連携も図られてきた。	対応件数が増加し、ニーズやサービスが多様化する中で、関係者の役割の明確化や関係機関間で情報共有する場の確保していく必要がある。	県	健康推進課
Ⅳ	8	②	4	◇受動喫煙防止対策の推進 たばこ対策の4本柱である「未成年者の喫煙防止」「受動喫煙防止」「禁煙サポート」「普及啓発」を継続しながら、改正健康増進法における受動喫煙防止対策の強化に取り組み、更に「たばこ対策」の推進を図ります。 ○たばこ対策推進事業	・禁煙や受動喫煙防止のための啓発媒体の作成、配布 ・世界禁煙デー及び禁煙週間を中心とした各圏域での啓発活動の実施 ・禁煙治療実施医療機関や無料で禁煙相談ができる「禁煙支援薬局」に関する情報提供(HP、新聞等) ・島根県たばこ対策推進会議を開催(年1回)し、関係機関とたばこ対策の取組について評価・検討を行った。(R5.3:第5次島根県たばこ対策指針策定)	・世界禁煙デーや禁煙週間など、機会をとらえ、各圏域で啓発活動を実施した。 ・両親の妊娠中・子育て期間中の喫煙率が減少した。	・両親の妊娠中・子育て期間中の喫煙率は減少傾向にあるものの、目標(父:20%、母:0%)は達成できていない。	県	健康推進課
Ⅳ	8	③	1	◇小児医療提供体制の充実 *旧プラン事業名は、小児医療の充実 小児科医の確保を進めるとともに、小児科医や内科医等を対象とした小児救急医療に関する研修等を実施することにより、小児医療提供体制の充実と質の向上を図ります。 ○医学生向け奨学金等貸与事業 ○小児救急地域医師研修事業	・医学生向け奨学金貸与実績(新規貸与者) R2:26名、R3:26名、R4:29名、R5:27名 ・隠岐圏域等で内科医等に対し小児救急に関する研修を実施	・R5年度小児科の医師充足率:82.8% R元年度と比較して1.2%増(R元:81.6%) ・隠岐圏域等の内科医等の小児救急医療に関する理解が深まった。	・小児科医師は、65歳以上の割合が年々増えてきており、開業医をはじめとした高齢化が危惧されている。 小児救急研修等を実施する地域が限定されて実施されていること	県	医療政策課
Ⅳ	8	③	2	◇子ども医療電話相談の実施 *旧プラン事業名は、小児医療の充実 小児医療に関する電話相談サービスを提供し、休日夜間等における小児初期救急患者の中核病院等への過度な集中を緩和するとともに、子どもの健康面で育児に不安を抱える保護者をサポートします。 ○子ども医療電話相談(#8000)事業	・休日・夜間に子どもが急病で困ったとき、病院に行くべきか迷ったときなど、電話相談サービス(#8000)を実施(平日19:00～翌朝9:00、土日祝日9:00～翌朝9:00) ・相談件数 R5:7,513件	・保護者等の不安軽減等と医療機関への受診の集中緩和に一定の役割を果たした。	引き続き広報の充実や市町村・医療機関と連携した啓発が必要である。	県	医療政策課
Ⅳ	8	③	3	◇小児慢性特定疾患への支援 児童の健全育成を阻害する小児慢性特定疾患に係る治療費の一部を助成することにより患者家族の医療費の負担軽減を図るとともに、相談支援など小児慢性特定疾患児童に対する支援を実施します。 ○小児慢性特定疾患医療費助成事業 ○長期療養児生活支援事業	受給者証所持者数 R元:721名、R2:736名 R3:715名 R4:668名	患者家族の医療費の負担軽減が図られた。	対象となる児童が確実に助成を受けることができるよう医療機関等への制度周知が必要である。	県	健康推進課
Ⅳ	8	④	1	◇食育に関する情報提供 島根県食育推進計画第三次計画(H29～)に基づき、子どもや子育て世代が望ましい食生活を実践できるように、特に課題である朝食の欠食率や野菜摂取量の増加、塩分摂取量の減少につなげるための、食に関する様々な知識、情報の提供を図ります。 ○しまね食育情報発信事業 ○新聞広告等による啓発	・島根県立大学の学生や島根県養士会と連携し、減塩や野菜摂取を実践するためのレシピの考案や、食生活の見直しに役立つポイントを掲載した冊子の作成を行った。 ・作成したレシピや冊子は広く活用が図れるよう、県の食育サイトに掲載した。 ・食育推進のため、新聞広告を健康推進課、保健体育課、農林水産部で協力して掲載した。	・関係機関・団体、また関係課と連携し、啓発媒体等を作成することができた。 ・県の食育サイトを随時更新し、内容の充実を図ることができた。	・「朝食の摂取」や「減塩の推進」、「野菜の摂取増加」といった目標の達成にはいたっておらず、特に若い世代を中心に、引き続き啓発等、取組の強化を図る必要がある。 ・新聞広告により多くの人に情報を届けることができたが、若い世代の購読が少ないといった課題もあり、情報を届けたい対象に応じた手段(SNSの活用等)を工夫しながら、実践につながるアプローチをする必要がある。	県	健康推進課
Ⅳ	8	④	2	◇食育に関する人材育成とネットワークづくりの推進 島根県食育推進計画第三次計画(H29～)に基づき、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の充実・強化を図るため、島根県食育・食の安全推進協議会や食育ボランティアの交流会などによる関係者のネットワーク化と人材の育成を図ります。 ○食育推進体制構築事業 ○食育サポーター等育成事業 ○食育推進専門研修	・食育・食の安全推進協議会および幹事会において、食育の推進に関する情報の共有化と相互の連携強化を図った。 ・令和4年度には、第三次計画の評価と第四次計画の策定を行った。 ・地域で活躍する食育推進団体等を対象に、食育の普及に関する研修会や団体間の交流会を継続して実施した。	・協議会の開催により、具体的な目標を共有し、その目標達成を目指して、関係機関・団体同士連携を図ることにつながった。 ・第三次計画の評価にあたっては、関係機関・団体の取組推進の成果等も確認しながら、目標の達成状況の評価を行い、今後重点として取り組むべき課題(目標)を整理、第四次計画の策定を行うことができた。 ・食育に関する研修会や交流会を継続実施するなど、各圏域において人材育成ができてきた。	・食育推進の充実を図るためには、引き続きお互いの活動や課題等を共有する場を持ちながら、関係機関・団体との連携の強化を図ることが必要。	県	健康推進課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅳ：安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備）
（計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等		
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅳ	8	④	3	◇食育に関する体験活動の促進	島根県食育推進計画第三次計画(H29～)に基づき、身近なところで食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験ができるよう、関係団体等と連携しながら体験活動や情報提供を実施します。 ○まちの食育ステーション事業 ○食文化継承事業	・身近な地域で食育体験活動に参加できるよう、スーパーマーケットと連携して、健康な食(バランスの良い食事や減塩)について、体験型の啓発を実施した。また、スーパーマーケットをまちの食育ステーションとし、レシピの配架等、継続した情報発信を実施した。 ・若い世代を中心に、地域の郷土料理や伝統料理への関心を深め、理解促進を図るため、郷土料理レシピ等の普及、啓発を実施した。	・コロナ禍に入り、実施が難しかった体験型の啓発(試食、野菜摂取量の見える化等)も、感染対策を行うなど、工夫しながら継続することができた。	・食育体験の機会は増えてきているが、その場に参加されない関心の薄い人、また関心はあっても参加が難しい人へも情報が届く仕組みづくりや、自然と健康になれる環境づくりが必要。 ・集まってもらうのではなく、どのような場に出かけて啓発すれば、アプローチできるのか等、協議会で検討し、具体的な取組につなげることが必要。	県	健康推進課
Ⅳ	8	④	4	◇学校における食育の推進 *旧プラン事業名は、食育の推進Ⅳ-7-②	バランスの良い朝食など健全な食生活は、生涯にわたる健康維持の基盤となります。望ましい食習慣のために、子どもたちが食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図り、「食に関する指導の充実」「学校給食の充実」「食育を通じた健康状態の改善等の推進」等、関係部局・機関等と連携し、栄養教諭を中心とした食育を推進します。 ○食育推進に向けた学校訪問や栄養教諭研修 ○「しまね・ふるさと給食月間」における地場産物を活用した給食の実施 ○「食の学習ノート」を活用した授業の支援	●学校における食育の推進 ○健全な食生活を実践できるよう、栄養教諭を中心とし、関係部局・機関等と連携し食育推進の事業を行った。 ○和食普及推進事業をとおり、希望した園・学校へ専門家を派遣 ○食の学習ノートを活用した栄養バランスのとれた食事の授業の実施や和食メニューの普及 ○県学校給食会と連携して、和食調理講習会の実施 ○「しまね・ふるさと給食月間」における地場産物を活用した給食の実施 ○文部科学省委託事業による大学や家庭、地域と連携した食育の取組の実施 ○高等学校を対象に「みそ汁コンテスト」を実施	○食の学習ノートを活用し、バランスのとれた食事について学習することができた。 ○「しまね・ふるさと給食月間」6月、11月が定着し、地場産物を活用した給食メニューの幅が広がった。 ○学校給食に和食メニューを取り入れる意識が高まった。 ○栄養教諭を中核とし、モデル地域において大学と連携した食育の実践プログラムを構築した。また、家庭、地域と連携した食育の取組が意識されるようになった。	○学校における食育推進のためには、「食に関する指導の全体計画」が重要であるが、全校種とも作成率が100%に達せず、特に高等学校において作成率が低い。 ○栄養教諭の配置は定数が決められているため、未配置校が多数ある。また、高等学校には、栄養教諭が配置されないため、高等学校における食育をどう進めていくかが課題である。	県	保健体育課
Ⅳ	9	①	1	◇仕事と子育ての両立支援 *旧プラン事業名は、仕事と家庭の両立支援	労働者が安心して働くことができるようにするため、事業主、労働者及び県民に対し、育児・介護休業法等の関係法制度等を普及啓発するとともに、従業員の子育てに配慮する企業を認定・顕彰するなど、社会的気運の醸成、高揚を図ります。 子育てや介護をしながら安心して働き続けられる環境づくりを進めるため、事業者向けの支援を充実します。 ○しまね子育て応援企業認定制度 ○企業等と連携した仕事と子育ての両立支援の推進 ○中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業 ○子育てしやすい職場づくり促進事業	・従業員の仕事と生活の両立支援に積極的に取り組む企業を「しまね子育て応援企業(こころカンパニー)」として認定した。 ・従業員の仕事と家庭の両立のための職場の風土づくりを促すため「企業な子育て支援セミナー」を実施した。 ・男性の育児休業取得促進のため、セミナーの開催や職場研修用動画の制作を行った。 ・出産や子育てによる離職を防ぎ継続雇用を促すため「出産後職場復帰奨励金」により支援した。 ・子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりを「子育てしやすい職場づくり奨励金」により支援した。	・こころカンパニー認定企業数 令和5年度末:466社(目標:470社) ・企業内子育て支援セミナー実施企業数 令和4年度 5社、令和5年度 11社 ・出産後職場復帰奨励金の新規申請件数(労働者30人未満の事業所) 令和5年度:111件(目標:250件) ・子育てしやすい職場づくり奨励金の申請件数 令和2～5年度:630件(目標:850件)	従業員の子育て休業取得や復職支援に積極的であったり、柔軟な働き方を導入する企業が増加するなど仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる環境づくりに向けて効果が上がっているものの、全体としてはまだ十分に取組まれていない状況がある。	県	女性活躍推進課
Ⅳ	9	①	2	◇離転職者等の就労支援の実施	結婚・出産・育児等で離職した長期離職者に対して相談、情報提供及び職場体験などによる再就職支援を行います。 ○女性就労ワンストップ支援体制整備事業	・従業員の仕事と生活の両立支援に積極的に取り組む企業を「しまね子育て応援企業(こころカンパニー)」として認定した。 ・従業員の仕事と家庭の両立のための職場の風土づくりを促すため「企業な子育て支援セミナー」を実施した。 ・男性の育児休業取得促進のため、セミナーの開催や職場研修用動画の制作を行った。 ・出産や子育てによる離職を防ぎ継続雇用を促すため「出産後職場復帰奨励金」により支援した。 ・子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりを「子育てしやすい職場づくり奨励金」により支援した。	・こころカンパニー認定企業数 令和5年度末:466社(目標:470社) ・企業内子育て支援セミナー実施企業数 令和4年度 5社、令和5年度 11社 ・出産後職場復帰奨励金の新規申請件数(労働者30人未満の事業所) 令和5年度:111件(目標:250件) ・子育てしやすい職場づくり奨励金の申請件数 令和2～5年度:630件(目標:850件)	従業員の子育て休業取得や復職支援に積極的であったり、柔軟な働き方を導入する企業が増加するなど仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる環境づくりに向けて効果が上がっているものの、全体としてはまだ十分に取組まれていない状況がある。	県	女性活躍推進課
Ⅳ	9	①	3	◇生活支援資金(教育支援、育児・介護休業者支援)の制度融資(再掲)	県内の事業所に勤務し、又は県内に居住する労働者が、低利事な融資が受けられるようにするため、勤労者支援資金(教育支援資金、育児休業者支援資金及び介護休業者等支援資金)を金融機関に預託します。	直近の令和5年度実績は、貸付件数162件、うち新規貸付件数23件。貸付残高は172,319千円。貸付件数は少子化等により減少傾向にあるが、景気等の影響による増減が予想される。	・教育ローン:R2 18件(35,940千円) R3 8件(7,690千円) R4 23件(42,860千円) R5 22件(40,516千円) ・育児ローン:R2～R5 0件 ・介護ローン:R2～R4 0件 R5 1件(400千円)	・民間金融機関との金利差が縮小傾向にあり、支援資金の金利面での優位性が低下している。 ・近年の大学等奨学金制度の拡充により、奨学金利用者の増加が影響している。	民間	雇用政策課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅳ：安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備）
（計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等		
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅳ	9	②	1	◇男女共同参画の理解の促進	<p>固定的性別役割分担意識の解消のため、地域で活動する男女共同参画サポーターの計画的な育成、地域の課題に即した研修や若者を対象とした研修を引き続き実施します。</p> <p>男性の家事・育児・介護等への参加を促進するため、男性に対する意識啓発やセミナー等を充実します。</p> <p>○地域における男女共同参画推進啓発事業 ○イクメン推進事業 ○男性のための介護ミニ講座</p>	<p>・「あすてらす」を拠点に、県民を対象とした男女共同参画に関する各種セミナー等を開催し、理解促進を図った。特に、若い世代の理解を広げるために、大学や高等専門学校等と連携して研修会を開催した。</p> <p>・男女共同参画サポーター及び市町村担当者への研修を開催し、地域における男女共同参画に係る人材の育成や連携の強化に努めた。</p> <p>・家庭内における家事分担や、男性の家事育児参加促進を図るために、両親(父親)セミナーを実施した。</p>	<p>・固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合 令和2年度 73.7% 令和3年度 79.2% 令和4年度 82.1% 令和5年度 73.9% (目標:86%)</p> <p>・6歳未満の子どもを持つ世帯の男性の家事・育児・介護時間 平成28年 69分 令和3年 133分</p> <p>・各地域の課題に即した県民向けの研修や男女共同参画サポーターの育成により、地域における男女共同参画の機運醸成が進んだ。特に、大学や専修学校でセミナーを行うことにより、若年層における意識は大きく改善された。</p>	<p>高齢層を中心とした一部の人たちには依然として固定的性別役割分担意識が残っている。</p> <p>また、育児家庭の夫の家事・育児時間は増加しているが、妻と比較すると3分の1であり、男性の家事・育児への参加促進や家庭内での家事分担の推進に向けた取組が必要である。</p>	県	女性活躍推進課 高齢者福祉課
Ⅳ	9	②	2	子育て等や仕事に取り組みむことができる環境づくり	<p>職場において、従業員が子育て等をしながら働き続けるため、経営者のネットワークづくりや、セミナーの開催などにより、経営者・管理職の意識改革及び行動改革を促進するとともに、職場環境の整備に積極的に取り組む事業者の支援をします。</p> <p>○しまね女性の活躍推進事業</p>	<p>・一般事業主行動計画を策定する企業にアドバイザーを派遣した。</p> <p>・仕事と生活の両立のための職場環境づくりを「女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金」により支援した。</p> <p>・女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業・団体を「しまね女性の活躍応援企業」に登録した。</p> <p>・従業員がいきいきと活躍できる職場を実現するため「イクボスセミナー」を実施した。</p> <p>・「イクボス」の取組を県内全体に広めるため、「しまねイクボスネットワーク」を形成した。</p>	<p>・アドバイザー派遣件数 令和5年度:19件</p> <p>・女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金実施件数 令和5年度:25社</p> <p>・しまね女性の活躍応援企業登録数 令和5年度:380社(目標:460社)</p> <p>・イクボスセミナー実施状況 令和5年度 意識編 1回、行動編 2回、企業視察 2回 延べ139名参加</p> <p>・しまねイクボスネットワーク加入企業数 令和5年度:57社</p>	<p>女性の活躍や働き続けやすい職場環境づくりに取り組むが、全体としてはまだ十分に取組まれていない状況がある。</p>	県	女性活躍推進課
Ⅳ	9	②	3	◇雇用環境改善の普及啓発	<p>労働者が安心して働くことができるようにするため、事業主、労働者及び県民に対し、労働基準法等の関係法制度等を普及啓発するとともに、働きやすい職場づくりに取り組む事業者の支援をします。</p> <p>○しまねいきいき職場づくり推進事業</p>	<p>中小企業等が、働き方改革に向けた取組方針を宣言し、その宣言内容を実現するために取り組む「人づくり」や「就労環境改善」を支援</p>	<p>補助金支給実績 R2 9件 R3 25件 R4 50件 R5 38件</p>	<p>働き方改革への取組は徐々に進んでいるものの、人的、財務的な余裕のない中小企業等では取組が進んでいない企業もある。人材不足の情勢下、雇用環境改善に関する企業側のニーズは高まっており、着実に支援していく必要がある。</p>	県	雇用政策課
Ⅳ	10	①	1	◇ひとにやさしいまちづくりの推進	<p>誰もが安心して出かけられるまちを目指すことを宣言した「ひとにやさしいまちづくり条例」(平成12年4月施行)に基づき、思いやり駐車場制度などの普及・啓発を行い、安心して利用できるまちづくりの推進に取り組めます。</p> <p>○ひとにやさしいまちづくり推進事業</p>	<p>思いやり駐車場制度に賛同する施設管理者と協定を締結し、利用証を随時発行。広報等により、思いやり駐車場の適正利用について、啓発を図った。</p>	<p>思いやり駐車場利用証発行枚数 9,402枚(令和元年6月～令和6年5月末発行数)</p> <p>思いやり駐車場協定施設数 287施設(令和5年3月末協定施設数)</p>	<p>協定施設の増加</p>	県	障がい福祉課
Ⅳ	10	①	2	◇乳幼児連れ家族が安心して外出できる環境の整備	<p>外出時におむつ替えや授乳などができる設備を有する施設の情報提供等を行うことにより、乳幼児を連れた家族が安心して外出することができる環境を整備します。</p> <p>○しまね子育て家庭外出応援施設(赤ちゃんほっとルーム)登録事業</p>	<p>・子育て家庭が外出先に手軽にタイムリーに情報が得られるよう、令和3年度からこころアプリ内で検索できるようにした。</p> <p>・制度の周知を図るため、令和5年度にバス広告(車内アナウンス)を行った。</p> <p>・登録施設数を増加させるため、市町村を通じて公共施設からの申請を依頼した。</p>	<p>公共施設からの申請が増加し、481施設(R2年度末)から521施設(R5年度末)に増加した。</p>	<p>子育て家庭へ情報が行き届くよう工夫が必要。</p>	県	子ども・子育て支援課
Ⅳ	10	①	3	◇安全で快適な住宅の供給	<p>安全で快適な住宅を低廉な家賃で供給し、子育て世帯の居住費負担の軽減を図るため、県営住宅の建て替え、市町村が整備する定住推進住宅の建設支援を実施します。</p> <p>また、子育て世帯が安心して暮らせる住まいを確保するため、子育てに資する住宅改修・増築を支援します。</p> <p>○県営住宅建設事業 ○しまね定住推進住宅整備支援事業 ○しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業</p>	<p>県営住宅の建替については、「島根県営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化し、居住水準の低い住宅について順次実施し、江津市の県営住宅では新築住宅で初の子育て支援住宅を整備した。</p> <p>定住推進住宅については、UIターン者や親世帯から独立する子育て世帯等を対象とした賃貸住宅の整備(新築、空き家の改修)を行う市町村に対して経費の一部を助成した。</p>	<p>子育て世帯に対して、安全で快適な住宅を低廉な家賃で提供することができた。</p>	<p>県営住宅の建替については、既存団地に余剰地がない場合は、非現地で用地を確保する必要があるが、適切な敷地の確保に苦慮することが多い。</p> <p>定住推進住宅については、民間事業者が建設主体の場合などで、事業者の都合で急遽中止となるケースも発生しており、市町村の積極的な関与が必要である。</p>	県 市町村	建築住宅課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅳ：安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備）
（計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等		
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅳ	10	①	4	◇都市公園の整備	都市公園において、誰もが安全で安心して利用できる環境を整備するため、子育て世帯、高齢者、障がい者等、誰でも利用可能なトイレの整備等を行い、公園施設のバリアフリー化を推進します。 ○長寿命化推進事業	既存トイレのバリアフリー化を進めているが、条例公園等を都市公園に編入することにより母数が増加しているため率としては変わらない状況である。	R2年度末～R4年度末で達成率に変動はなかった。 ※R5年度末時点のデータは現在集計中。	引き続き、誰もが安全で安心して利用できる環境整備のため、バリアフリー化に取り組む必要がある。	県市町村	都市計画課
Ⅳ	10	②	1	◇公共空間における防犯環境の整備・改善	登下校防犯プランを踏まえ、子どもが安全に通学し、学び、遊び、健やかに成長できるよう、教育委員会、学校、地域住民、自治会等と連携し、見守り活動やパトロールの実施、防犯カメラの設置など、防犯環境の整備改善を推進します。 また、しまねの未来を担うたくましい子どもの成長を支えるこれらの活動を通じて、地域住民の「犯罪のない安全で安心なまちづくり」に対する意識高揚を図ります。 ○街頭防犯カメラ整備事業	・自治体、自治会等が通学路や学校周辺に街頭防犯カメラの設置を働きかけた。 ・R2～R4に、県防犯連合会がJA共済連島根県本部から街頭防犯カメラの寄贈を受け、設置した。 ・登下校防犯プランの一環として、ながら見守り活動を推進した。 ・各地域の防犯ボランティア団体や青色防犯パトロール団体によるパトロール活動を積極的に実施するよう働きかけた。 ・地域における危険箇所等を把握・周知した	・自治体、自治会等に通学路や学校周辺に街頭防犯カメラの設置を働きかけた。 ・県防犯連合会がJA共済連島根県本部から街頭防犯カメラの寄贈(310台)を受け設置したほか、その他企業からの協力により防犯カメラを設置した。 ・各種広報媒体を利用し、ながら見守り活動の推進、浸透を図った。 ・安全マップ作成費用を助成し、地域の危険箇所等雄把握・周知に努めた。 ・県内に設置している「子ども110案の家」について再点検、新規設置を行うとともに、「子ども110番の家」活動マニュアルを配布した。	・街頭防犯カメラの運用維持には経済的負担が発生し、自治会・町内会での設置に支障となっている。 ・防犯ボランティア及び青色防犯パトロール活動に従事する方が高齢化しており、世代交代や若い世代の参加が課題となっている。	県	生活安全企画課
Ⅳ	10	②	2	◇地域住民が行う自主防犯活動の推進	子どもを犯罪等の被害から守るため、登下校防犯プランを踏まえ、住民の自主防犯活動を促進するための情報提供や、関係機関・団体等との情報交換を実施するほか、防犯ボランティア等と連携したパトロール活動や、防犯診断を推進します。 また、事業者による「子ども・女性みまもり運動」の活性化を図るなど、現役世代に対する防犯ボランティアへの積極的な参加を促進します。 加えて、自転車窃盗事件の被害者の過半数が子どもであることから、子ども世代の自転車の鍵掛け意識高揚を図り、施錠率を向上し、被害時の無施錠率を低減することにより、県民全体の鍵掛け意識を高めます。 ○安全情報発信活性化事業 ○防犯ボランティア活動活性化事業 ○広報啓発活動活性化事業	・子ども等を犯罪被害から守ることを目的に、住民により自主防犯活動を促進するため、みこびー安全メールやしまね安全安心ネットメール等で情報提供を行った。 ・地域防犯ボランティア交流会を開催し、県民の防犯意識の高揚や防犯ボランティア団体間の情報交換等を実施した。 ・子ども対象の凶悪な事件が全国的に発生したことから、いわゆる「登下校防犯プラン」による防犯ボランティア等と連携した通学路の緊急点検を行ったり、「ながら見守り」活動実施を呼び掛けた。 ・各学校において不審者対応訓練、犯罪被害防止教室等を開催した。 ・県内事業所に対し、「子ども・女性みまもり運動」参加事業所を募集した。 ・子どもが被害者となった刑法犯認知件数のうち、約6割を占める自転車盗について鍵掛け意識の高揚を図った。	・メール等により、タイムリーな情報提供を実施し、見守り活動等の実施を支援・活性化に繋がった。 ・構成員の高齢化等により団体数や構成員の数が劇的に増加しなかったものの、現状の体制で最大限、子ども等に対するみまもり活動を実施した。 ・各種対応訓練、各種防犯教室の開催の結果、犯罪の未然防止に向けた知識・技能が向上した。 ・「子ども・女性みまもり運動」参加事業者登録数は、1574カ所に増加し、みまもり体制の充実に繋がった。 ・鍵掛け意識の啓発等を行った結果、子ども被害の自転車盗被害が7割を切った。	・メール等の登録者が少ないので、登録者の拡大を図る必要がある。 ・構成員が高齢化しているため、みまもり事業所の登録拡大等、現役世代等のボランティアを育成する必要がある。 ・鍵掛け意識が未だ浸透していないので、引き続き鍵掛けに関する啓発を実施する必要がある。	県	生活安全企画課 環境生活総務課
Ⅳ	10	②	3	◇未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における交通安全対策の推進 * 旧プラン事業名は、通学路・公園等における安全対策の推進	子どもの交通安全を確保するため、標識・標示などの交通安全施設の設置及び維持管理を推進し、安全安心な交通環境の整備を行います。 ○標識・標示等交通安全施設の整備 ○信号灯器のLED化 ○最高速度30キロメートル毎時の区域規制等の実施	・子ども等を犯罪被害から守ることを目的に、住民により自主防犯活動を促進するため、みこびー安全メールやしまね安全安心ネットメール等で情報提供を行った。 ・地域防犯ボランティア交流会を開催し、県民の防犯意識の高揚や防犯ボランティア団体間の情報交換等を実施した。 ・子ども対象の凶悪な事件が全国的に発生したことから、いわゆる「登下校防犯プラン」による防犯ボランティア等と連携した通学路の緊急点検を行ったり、「ながら見守り」活動実施を呼び掛けた。 ・各学校において不審者対応訓練、犯罪被害防止教室等を開催した。 ・県内事業所に対し、「子ども・女性みまもり運動」参加事業所を募集した。 ・子どもが被害者となった刑法犯認知件数のうち、約7割を占める自転車盗について鍵掛け意識の高揚を図った。	・メール等により、タイムリーな情報提供を実施し、見守り活動等の実施を支援・活性化に繋がった。 ・構成員の高齢化等により団体数や構成員の数が劇的に増加しなかったものの、現状の体制で最大限、子ども等に対するみまもり活動を実施した。 ・各種対応訓練、各種防犯教室の開催の結果、犯罪の未然防止に向けた知識・技能が向上した。 ・「子ども・女性みまもり運動」参加事業者登録数は、1574カ所に増加し、みまもり体制の充実に繋がった。 ・鍵掛け意識の啓発等を行った結果、子ども被害の自転車盗被害が7割を切った。	・メール等の登録者が少ないので、登録者の拡大を図る必要がある。 ・構成員が高齢化しているため、みまもり事業所の登録拡大等、現役世代等のボランティアを育成する必要がある。 ・鍵掛け意識が未だ浸透していないので、引き続き鍵掛けに関する啓発を実施する必要がある。	県	生活安全企画課 環境生活総務課

【しまねっ子すくすくプラン評価】（基本理念Ⅳ：安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備）
（計画期間：令和2～6年度）

しまねっ子すくすくプラン(R2～6)における施策概要					現行プラン(R2～6)中の実施状況等			実施主体等	
基本理念	基本施策	施策	主要事業No.	目的を達成するための主要事業 事業概要 (○:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ⅳ	10	②	3	◇未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における交通安全対策の推進 *旧プラン事業名は、通学路・公園等における交通安全対策の推進 子どもの交通安全を確保するため、標識・標示などの交通安全施設の設置及び維持管理を推進し、安全安心な交通環境の整備を行います。 ○標識・標示等交通安全施設の整備 ○信号灯器のLED化 ○最高速度30キロメートル毎時の区域規制等の実施	<p>《参考》</p> <p>●H27～R元計画の事業名：Ⅳ-10-②「通学路・公園等における交通安全対策の推進」 道路管理者と連携してきめ細やかな通学路点検を実施し、交通危険箇所の把握に努めた。 老朽化等により視認性が低下した信号灯器を中心としてLED化を推進した。 最高速度30キロメートル毎時の区域規制については、地域住民の同意を得た上で、道路管理者と連携したゾーン対策「ゾーン30」を推進した。</p>	<p>通学路における交通安全施設の整備を効果的に実施し、安全性を向上させた。 きめ細やかな通学路点検を実施し、交通危険箇所を把握し、必要に応じて交通安全施設を整備した。 信号灯器のLED化により視認性を向上させた。 小学校の通学路を含む地域の「ゾーン30」を整備し、安全性を向上させた。</p>	<p>道路の新設、延伸、改良、市街地の拡大等に伴う交通環境の変化を早期に把握し、事業計画へ反映させることや、既に整備した交通安全施設の老朽化に伴う更新整備が必要。</p>	県	交通規制課
Ⅳ	10	②	4	◇安全な歩行・走行のための道路整備 県が管理する道路において、子ども、親子づれ等が安全・安心して通行できるように、歩道、自転車歩行者道、歩車共存道路等の整備、既設歩道や交差点部における防護柵設置等の交通安全対策を行います。 ○交通安全対策の推進 ○道路網の整備と維持管理	<p>通学路や歩行者、自転車交通の安全を確保するため歩道、歩車共存道路等の整備を実施。 バリアフリーのための歩道の段差解消等の整備を実施。</p>	<p>歩道等の整備により歩行者、自転車等の安全を確保することができた</p>	<p>道路の新設等完了まで長期にわたる事業もあるため、暫定的な対策の実施、また、部分供用等により早期効果発現に務める。</p>	県	道路維持課 道路建設課
Ⅳ	10	②	5	◇交通安全教育の推進 子どもの交通安全を確保するため、子ども・保護者等を対象とした交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教室等を実施します。特に、チャイルドシートの正しい使用やシートベルトの正しい着用、道路横断時における左右の安全確認や飛び出しの禁止、自転車安全利用五則(「①自転車は車道が原則、歩道は例外」、②「車道は左側を通行」、③「歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行」、④「安全ルールを守る」、⑤「子どもはヘルメットを着用」)の周知徹底による安全自転車利用促進等について指導・啓発活動を行います。	<p>毎年、交通安全県民運動実施要綱運動重点に「子供の交通事故防止」や「シートベルト等の正しい着用の徹底」、「自転車安全利用の推進」などを掲げ、年間を通じて、自転車利用者はもちろん自動車運転者、家庭、学校、地域など各推進主体毎に実施すべき内容を定め、それぞれの立場に応じて、子供の交通安全確保を目的とした参加・体験型の交通安全教室等の開催、通学路等での街頭指導、交通ルールとマナーの徹底に資する広報啓発活動等を実施した。</p>	<p>計画前(R1)と計画期間中の各年(R2～R6)の平均を比較した結果、交通事故における子供の死傷者数及び子供の自転車関連事故の件数はいずれも減少、チャイルドシート着用率についても向上しており、一定の成果がみられた。</p>	<p>中学・高校生に対する自転車指導警告状況は、計画前(R1)と計画期間中(R2～R6)の各年を比較すると、令和4年以降急増しており、令和6年も5月末現在で前年同期比2.5倍以上となっている。 違反内容を見ると、通行区分、一時不停止、無灯火、並進、携帯(注視)が計画前より特に増加している。 チャイルドシート使用率も向上はしているが、いまだ、15%近くが不使用である。</p>	県	交通企画課 交通対策課